

# 浜中町水道ビジョン・経営戦略

本編

令和8年1月

北海道浜中町



# 目 次

第 1 章. 水道ビジョン・経営戦略策定にあたって.....	1
1.1 策定の趣旨.....	1
1.2 位置付け.....	1
1.3 策定ステップ.....	2
1.4 計画期間.....	3
第 2 章. 浜中町水道ビジョン.....	4
2.1 水道の現状と課題.....	4
2.1.1 水道事業の役割.....	4
2.1.2 道等事業の種類.....	4
2.1.3 施設の現況.....	6
2.1.4 施設の耐震化率.....	8
2.1.5 管路の耐震化率.....	8
2.1.6 取水量・配水量の状況.....	9
2.1.7 水質の状況.....	10
2.1.8 施設の老朽化の状況.....	10
2.1.9 災害対策状況.....	12
2.1.10 水環境の保全状況.....	14
2.1.11 水道事業の経営状況.....	14
2.1.12 業務指標(PI)を用いた現状分析.....	15
2.1.13 その他水道事業の現状.....	26
2.2 将来の事業環境.....	28
2.2.1 外部環境の変化.....	28
2.2.2 内部環境の変化.....	30
2.3 水道事業の課題.....	34
2.4 基本方針と基本目標.....	35
2.4.1 水道の理想像と目標設定.....	35

2.5	推進する実現方策.....	38
第3章	浜中町水道事業経営戦略.....	45
3.1	投資計画.....	45
3.2	財政計画算定条件.....	50
3.2.1	給水収益の将来推計.....	50
3.2.2	単価上昇の考慮.....	51
3.2.3	その他財政計画算定条件.....	52
3.3	財政シミュレーション.....	56
3.3.1	財政目標.....	56
3.3.2	財政シミュレーション条件.....	56
3.3.3	財政シミュレーション結果.....	57
3.3.4	今後の経営状況の見通し.....	61
3.3.5	効率化・経営健全化の取り組み.....	65
第4章	経営健全化に向けたロードマップ、経営戦略の進捗状況.....	66

## 第1章. 水道ビジョン・経営戦略策定にあたって

### 1.1 策定の趣旨

浜中町水道事業は、安全で良質な水を安定供給し、公衆衛生の向上、生活環境の改善、災害時のライフラインの維持に不可欠であり、町民の暮らしを支える重要な役割を担っています。しかしながら今後は、水道資産の更新費用の増大と人口減少による給水収益の減収によって、水道事業の経営状況がひっ迫することが予測されます。このような経営環境のもとで、将来にわたって安定的に水道事業を継続していくためには、中長期的な視野に立った経営の投資・財政計画である「浜中町水道ビジョン・経営戦略」を策定し、計画的に施設、財務、組織及び人材等の経営基盤を強化していく必要があります。

### 1.2 位置付け

浜中町水道ビジョン・経営戦略策定においては、上位計画である「第6期浜中町まちづくり総合計画」、「浜中町人口ビジョン」、「浜中町地域防災計画」等の関連計画を考慮して水道事業の方向性を定めます。その後、より具体的な取組みとして、施設更新などの課題、さらには新規事業の導入可能性についても経営戦略に反映していきます。

### 1.3 策定ステップ

経営戦略は、以下①～④のステップにしたがって策定します。

経営戦略では「投資計画」と「財政計画」を策定し、最終的には均衡した形として策定します。また経営戦略を策定する際には、十分な現状分析・把握を行うことを前提に、中長期的な視点を持つことが求められ、投資計画においては中長期的な更新需要予測を行っている水道ビジョン等の関連計画との整合を図るとともに、財政計画においては財源構成からその実現可能性を検証し、経営戦略として取りまとめることが重要です。経営戦略の策定ステップを図 1.1 に示します。

#### ① 水道事業の現状把握

浜中町が保有する水道資産を定量的に整理します。また、現行事業計画や水道ビジョン等の関連計画における事業内容を整理します。

#### ② 投資計画の策定

将来的な需要を適切に把握し、その最適化を図る計画を策定します。

#### ③ 財政計画の策定

必要な需要額を賄う財源を中長期的な経営の中で計画的かつ適切に確保するための計画を策定します。

#### ④ 経営戦略の策定

投資計画と財政計画のバランスを取り、経営戦略を策定します。

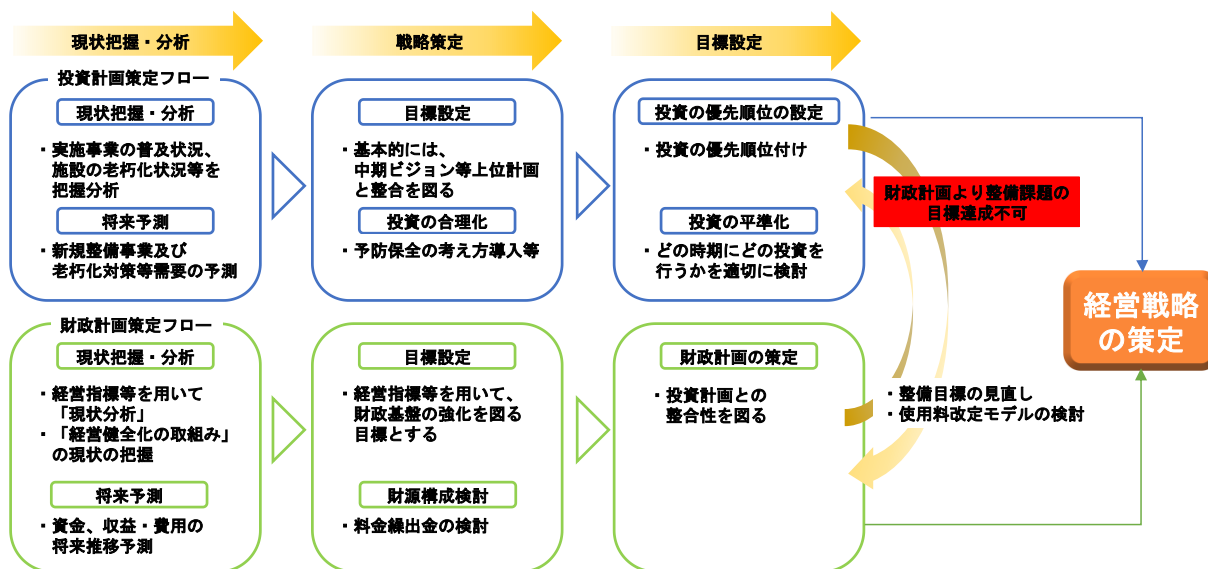


図 1.1 経営戦略策定の全体像

## 1.4 計画期間

水道ビジョン・経営戦略では既存の経営戦略、水道ビジョンを見直し、計画期間は令和 8 年から令和 17 年までの 10 年間とします。



## 第2章. 浜中町水道ビジョン

### 2.1 水道の現状と課題

#### 2.1.1 水道事業の役割

1957(昭和32)年に施行された水道法の目的として、「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する」と、条文に記載があります。そのため、水道の役割とは清浄にして豊富低廉な水の供給を図ることといえます。

いつでも必要な分だけ質の良い水が飲めるよう、河川から取水した水を浄水施設で浄水し、配水池に貯留することで、渇水時においても安定した水を供給できるようにしています。また、配水池から配水された水は、各家庭に設置された給水装置から必要な分だけ使用することができます。

#### 2.1.2 道等事業の種類

本町は水道事業、農業用水道事業の2事業からなります。

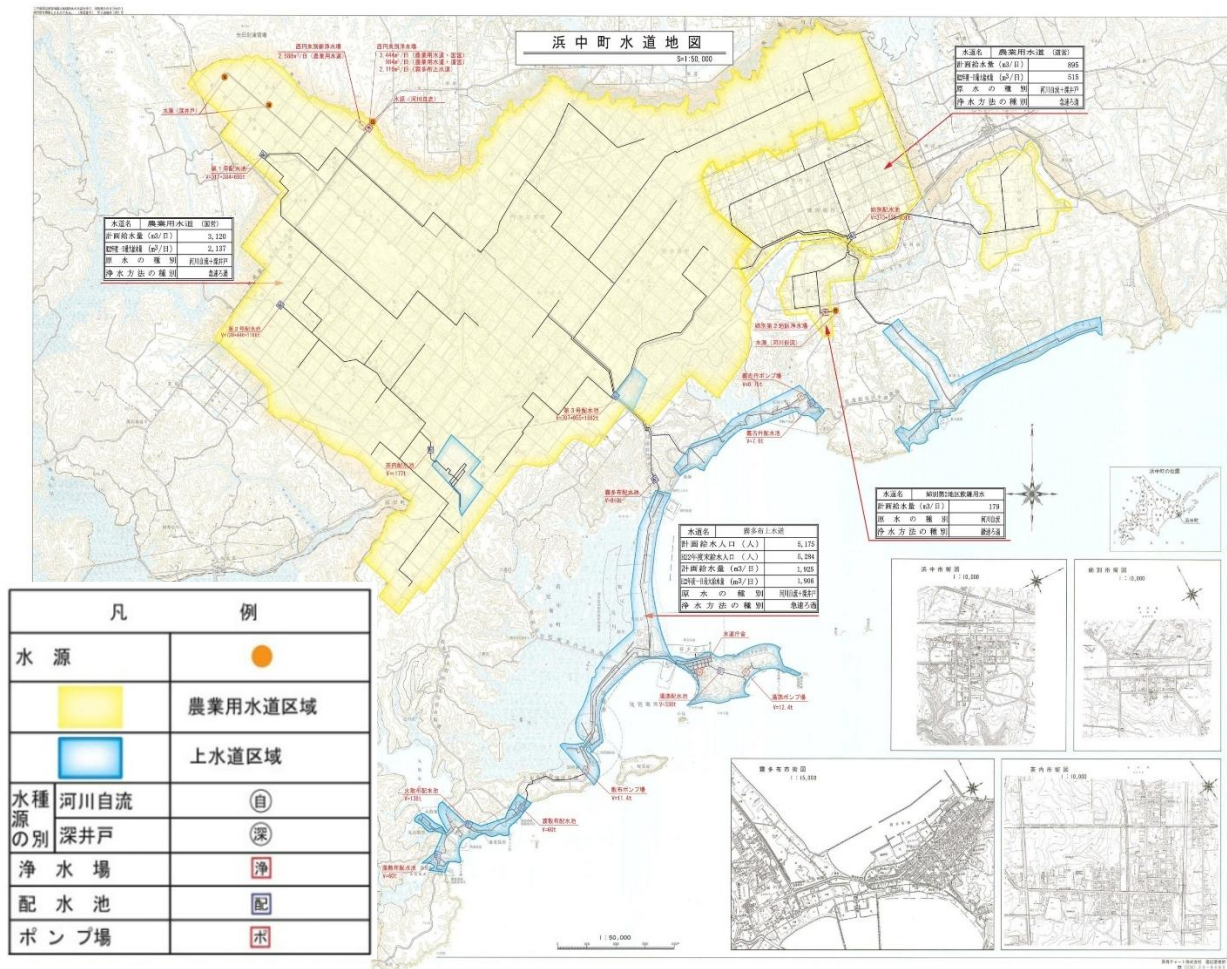


図 2.1 浜中町水道地図

- ・上水道

浜中町の水道事業は、霧多布上水道として昭和33年に湯沸浄水場を建設し、霧多布市街及び湯沸地区の給水を目的とし創設しています。昭和39年に暮帰別・新川・仲の浜・琵琶瀬地区の給水を目的に仲の浜浄水場を建設し、給水区域を拡張しました。昭和48年に国営総合農地開発事業と共同事業により、水源を湯沸沼と琵琶瀬沼から三郎川に変更し、西円朱別浄水場を建設し、さらに浜中市街と榊町地区を給水区域追加拡張しています。昭和54年に奔幌戸地区追加、昭和56年に散布地区追加、昭和63年に貫人・恵茶人地区追加の拡張と、平成18年に昭和46年より茶内簡易水道事業としての茶内市街を水道事業に統合しました。

- ・農業用水道事業

農業用水道事業は農業経営の用水として、昭和44年から国営総合農地開発事業茶内地区、昭和47年から国営草地開発事業浜中地区「浜中団地」と「姉別団地」、昭和62年から道営営農用水事業浜中東部地区を行っています。

また、姉別第2地区飲雑用水施設は、昭和46年に姉別緑栄地区酪農家への給水を目的に別当賀川支流拓南7の川を水源とし、計画一日最大給水量155m<sup>3</sup>/日の開拓地整備事業で整備されています。

表 2.1 浜中町 水道事業・農業用水事業の沿革表

事業名	昭和						平成			令和	
	30	40	50	55	60	63	10	20	30	1	10
霧多布上水道	創設33年	第2次拡張39年	第3次拡張48年	拡張54.56年		拡張63年		茶内統合18年			3
茶内簡易水道			創設46年						18年統合		
国営 茶内地区		創設44年						かん排事業で増設15年			3
国営 浜中地区		創設47年						かん排事業で増設15年			3
道営 浜中東部地区					創設62年			かん排事業で増設15年			3
姉別第2地区飲雑用水		創設46年									3

### 2.1.3 施設の現況

風連川水系ノコベリベツ川支流三郎川を水源と、地下水を水源とする水道事業と農業用水道事業共用の2つの取水施設、別当賀川支流拓南7の川を水源とする姉別第2地区飲雑用水の農業用水道取水施設があります。

浄水場3施設、配水池14施設とポンプ場が3施設あり、導送配水管路総延長は294.6km（上水道区域93.3km、農業用水区域201.3km）です。

表 2.2 水道施設の現況

施設名称	単位	上水道	農業用水	備考
		共用		
取水施設	施設	2		西円朱別浄水場（表流水）・西円朱別新浄水場（地下水）
				上水・農水共用施設
取水施設	施設		1	姉別第2地区飲雑用水施設
浄水施設	施設	2		西円朱別浄水場（表流水）・西円朱別新浄水場（地下水）
				上水・農水共用施設
浄水施設	施設		1	姉別第2地区飲雑用水施設
配水池	施設	4		3号配水池・増設分（3号ファームpond）計2施設共用 姉別配水池・増設分（4号ファームpond）計2施設共用
配水池	施設	7		霧多布、羨古丹、防災貯留槽 渡散布、火散布、藻散布、茶内
配水池	施設		4	1号配水池・増設分（1号ファームpond）計2施設共用 2号配水池・増設分（2号ファームpond）計2施設共用
ポンプ場	施設	3		湯沸ポンプ場、羨古丹ポンプ場、散布ポンプ場
管路	km	93.3	201.3	導水管・送水管・配水本管・配水支管の合計

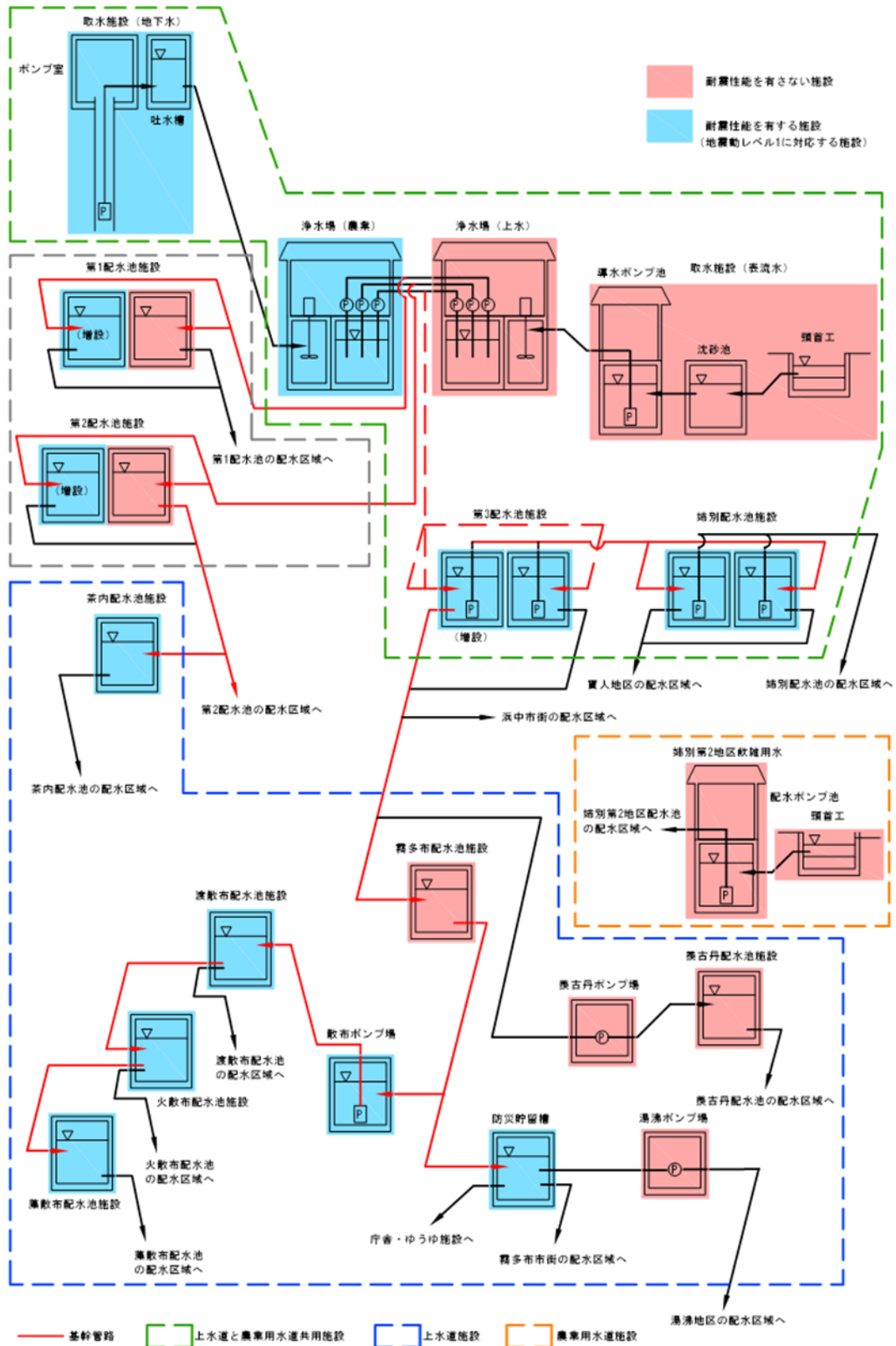


図 2.2 浜中町の水道システムフロー

#### 2.1.4 施設の耐震化率

現況として、旧建築基準法（昭和56年6月1日以前）の設計施設は、全23施設中12施設（西円朱別浄水場取水施設・同浄水場・姉別第2地区飲雑用水取水施設・同浄水場・配水池6施設[水道事業2施設・水道事業・農業用水道事業併用4施設]・ポンプ場2施設）で、現行建築基準法設計施設は全23施設中11施設（西円朱別新浄水場取水施設[深井戸]・同浄水場・配水池8施設[水道事業4施設・農業用水道事業2施設・水道事業・農業用水道事業併用2施設]・ポンプ場1施設）となっています。国土交通省「水道施設の技術的基準を定める省令」平成20年3月28日一部改正で定められている耐震性能基準では地震動レベル1（中規模地震）とレベル2\*（その地域に想定される最大規模の地震）に分類し、耐震評価することになっております。その評価基準では、現建築基準法設計施設が地震動レベル1に耐えうる施設となります。よって、施設耐震化率は下記のとおりとなります。

① 水道事業施設（農業用水道事業共用施設を含む）耐震化率（R6年度末）

浄水施設 28.0% 配水施設 67.0%

② 農業用水道事業施設耐震化率（R6年度末）

浄水施設 0% 配水施設 68.0%

③ 全国平均（R5年度末）

浄水施設 44.5% 配水施設 64.7%

\*地震動レベル2とは、阪神淡路大震災・東日本大震災クラスの巨大地震を意味します。施設重要度によっては、この地震動レベル2の巨大地震が発生しても施設が重大な機能を損なわない耐震化が必要となり、施設耐震化の考え方として重要な基準となります。

#### 2.1.5 管路の耐震化率

現在の管路における耐震化率は下記のとおりです。

基幹管路とは、水道施設にとって重要な管路であり、導水管・送水管・配水本管のことをいいます。これに配水支管を含んだものが全管路です。

① 基幹管路耐震化率（R5年度末）

水道事業区域 58.3% 農業用水道事業区域 50.4% 全国平均 43.3%

② 全管路耐震化率（R5年度末）

水道事業区域 18.0% 農業用水道事業区域 14.4% 全国平均 データ無

### 2.1.6 取水量・配水量の状況

過去5年間の浄水場の取水量および水系別配水量の推移は下記グラフの通りとなっています。取水量は、増減を繰り返しながら推移しています。配水量については、概ね一定の値で推移しており、2024年に最も高くなっております。

過去5年間における取水量の割合は、2020~2021は1号取水（西円朱別新浄水場）が20%でしたが、2022年以降1号取水の水量が増加し、約45%まで増加しました。配水量の割合は、西円朱別新浄水場が約95%と大幅に占め、残り約5%が西円朱別浄水場となっています。

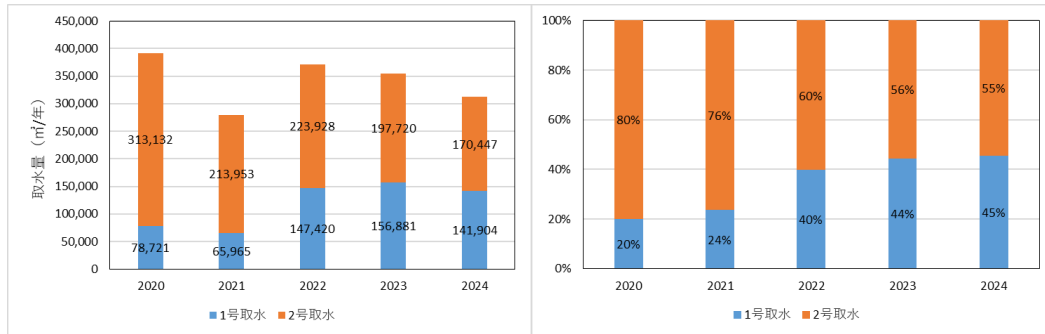


図 2.3 取水量推移（左：水量 右：割合）

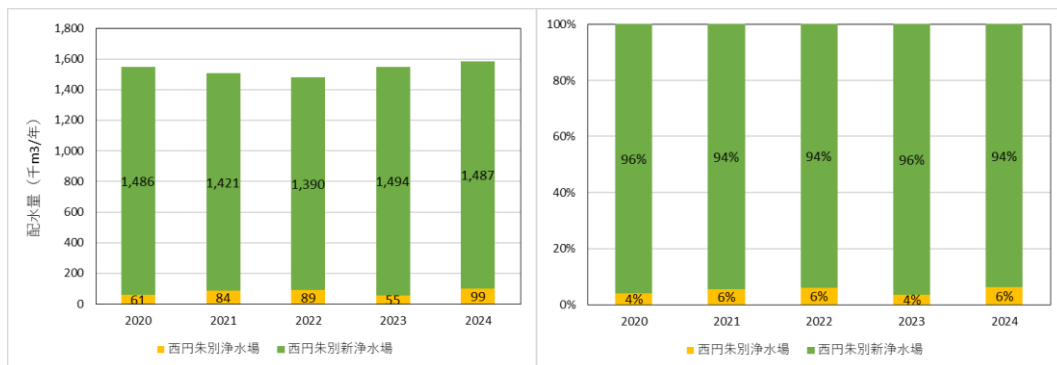


図 2.4 浄水場別配水量推移（左：水量 右：割合）

### 2.1.7 水質の状況

本町水道事業では、三郎川の表流水と地下水 2 地点の計 3 地点から取水し、2 つの浄水場で浄水処理を行っています。

地下水では、アルミニウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物、有機物（TOC 量）の濃度が変動しており、今後注意が必要です。

三郎川の表流水では、一般細菌やアルミニウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物の濃度が過去 5 年間でわずかに増加傾向にあります。また、臭気の原因となるジエオスミンも確認されており、水源環境の変化に留意する必要があります。さらに、クリプトスポリジウムの指標菌や大腸菌が検出されることがありますが、浄水処理により浄水では検出されていません。

なお、浄水水質は国の水質基準をすべて満たしています。今後も適切な水質管理を継続して行い、安全な水を供給していきます。

### 2.1.8 施設の老朽化の状況

創設時期より使用している施設や管路も多く、更新時期に差し掛かっており、今後も更新需要が増加することが見込まれます。以下に、資産の健全度<sup>\*</sup>を示したグラフを示します。管路については、既に大半が老朽化資産となっています。

<sup>\*</sup>健全度とは、水道施設の資産の状態を客観的に評価し、将来の更新計画を立てるための指標であり、今回は下記の区分にて評価しました。

表 2.3 構造物・設備（資産額）の健全度による区分の例

名称	説明
健全資産額	経過年数が法定耐用年数以内の資産額
経年化資産額	経過年数が法定耐用年数の 1.0~1.5 倍の資産額
老朽化資産額	経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超えた資産額

(注 1) 資産額はデフレーターで現在価値化した値を用いる。

(注 2) 経年化資産、老朽化資産の判断基準（法定耐用年数の N 倍）は、当該水道事業における、これまでの類似資産の使用実績や事故・故障が発生した時期等を考慮して設定する。

(出典：厚生労働省．水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き)

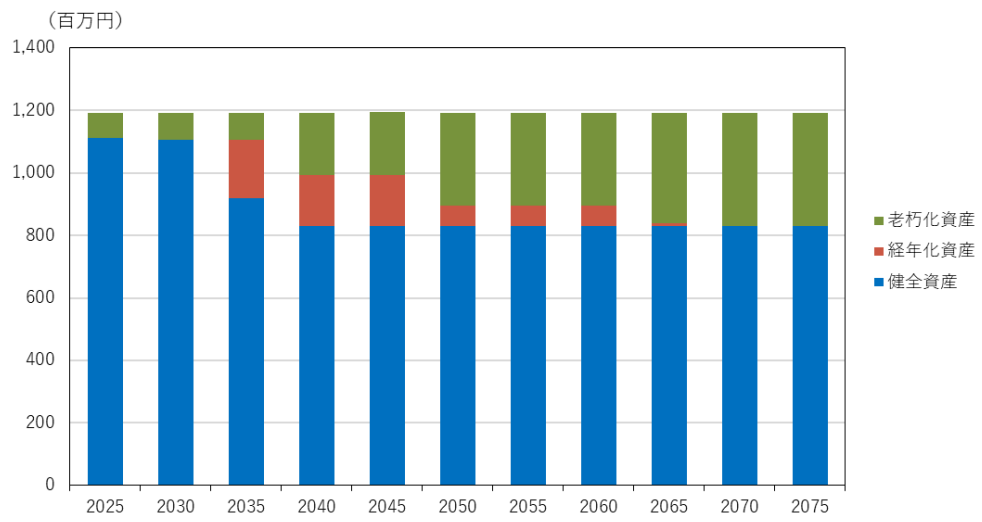


図 2.5 構造物・設備の健全度

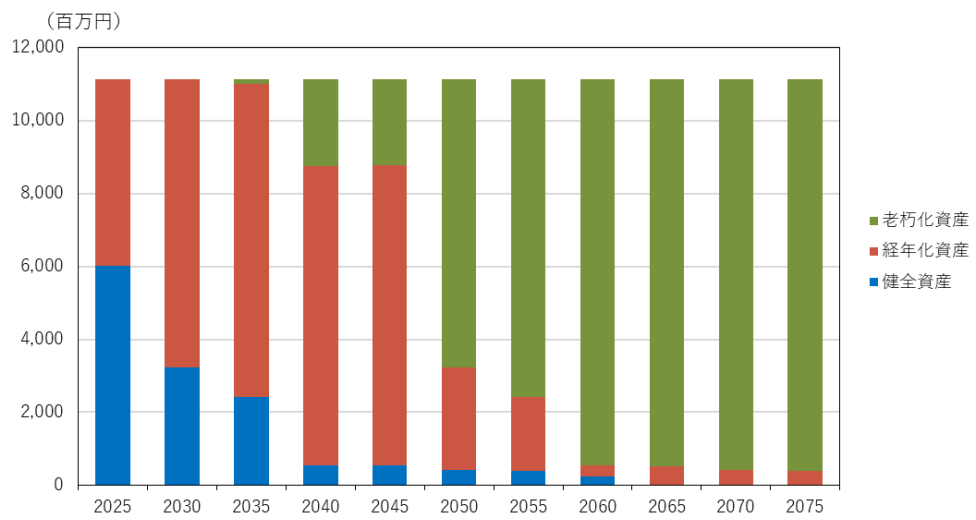


図 2.6 管路の健全度

### 2.1.9 災害対策状況

今後発生が予想されている千島海溝沿いのマグニチュード9クラスの巨大地震など、大規模災害への備えとして、水道施設の耐震化事業を計画的に推進しています。

また、令和7年度に策定された浜中町地域防災計画では、災害時の上水道の応急復旧対策として、下記のように定められています。

#### ① 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、町及び水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

#### ② 広報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について、広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を行う。

また、令和2年度に建設された防災貯留槽（次ページ参照）では、断水時に新庁舎及び霧多布温泉ゆうゆへ飲用水・生活用水を供給します、

■新庁舎の安全性

整備方針「災害時に行政機能を維持できる庁舎」となるよう、新庁舎は、津波により浸水被害を受けない高台に建設し、構造方式を大地震にも躯体損傷が生じにくい免震構造とすることで、防災拠点となる安心・安全な庁舎といたします。

■拠点避難地機能

整備方針「災害時の一時避難場所として活用できる庁舎」となるよう、周辺地区住民の避難場所として必要な機能を確保いたします。

●避難者収容能力 580人

災害時は、1階の集会室等及び3階フロア全体を一時避難場所とし、隣接して配置する災害備蓄庫には、避難生活に必要な非常食や寝具類、生活用品などを備蓄いたします。

●駐車可能台数 310台

災害時に周辺地区住民の大半が車で避難すると想定し、可能な限り駐車スペースを確保いたします。

●ライフライン途絶時対応

災害により、電気や水の供給が途絶えた場合でも避難生活に支障がないよう、各種の整備をいたします。

**電力** 防災発電棟内の非常用発電機より電気を供給いたします。

**給水** 防災広場内の防災貯留槽より新庁舎及び霧多布温泉ゆうゆへ給水いたします。

**排水** 新庁舎敷地内に緊急汚水槽を設置することで、浄化槽に異常が発生した場合でも、トイレなどの使用を可能といたします。



■湯沸高台避難道路  
霧多布地区住民が湯沸高台の避難所へ速やかに避難できるよう避難道路を整備いたします。また、歩行者用トンネルや新庁舎敷地へ繋がる避難階段を整備し、徒歩での避難環境の向上を図ります。

■防災広場（緊急消防援助隊活動等拠点）  
災害時に消防隊・消防団等の活動拠点となる敷地として、消防車両などの駐車場やヘリコプターの離発着が可能な平場を造成いたします。防災倉庫には、消防隊が臨時通信を行う活動救援室や災害復旧資材庫を整備いたします。

図 2.7 防災貯留槽の位置、用途について

出典：浜中町役場新庁舎建設実施設計（概要版）

## 2.1.10 水環境の保全状況

国営環境保全型かんがい排水事業により肥培施設が整備され、三郎川水源の各支流の水質は改善されており、これまで渇水や取水停止などもなく、利水の安定性が保たれています。

## 2.1.11 水道事業の経営状況

令和6年度末の水道事業区域の給水人口は4,066人で、一日当たり使用水量は約1,616 m<sup>3</sup>の水を供給しています。供給単価は250.85 円/m<sup>3</sup>で給水原価が308.24 円/m<sup>3</sup>となり、給水原価が57.39 円/m<sup>3</sup>超過していることから、料金収入だけでは賄われない状況にあります。

また、農業用水道区域の給水人口は760人で、一日当たり使用水量は約3,212 m<sup>3</sup>の水を供給しています。供給単価は100 円/m<sup>3</sup>で給水原価が125 円/m<sup>3</sup>となり、料金収入のみでは賄われていない状況にあります。給水原価が25 円/m<sup>3</sup>超過していることから、農水においても料金収入のみでは賄われていない状況にあります。

水道事業に農業用水道事業を加えた年間使用水量は1,762 千m<sup>3</sup>で、年間の収益的収入が187,320 千円で供給単価は106 円/m<sup>3</sup>、年間の収益的支出は173,940 千円で給水原価は99 円/m<sup>3</sup>となり、給水単価が給水原価を上回り、料金収入によって賄われています。

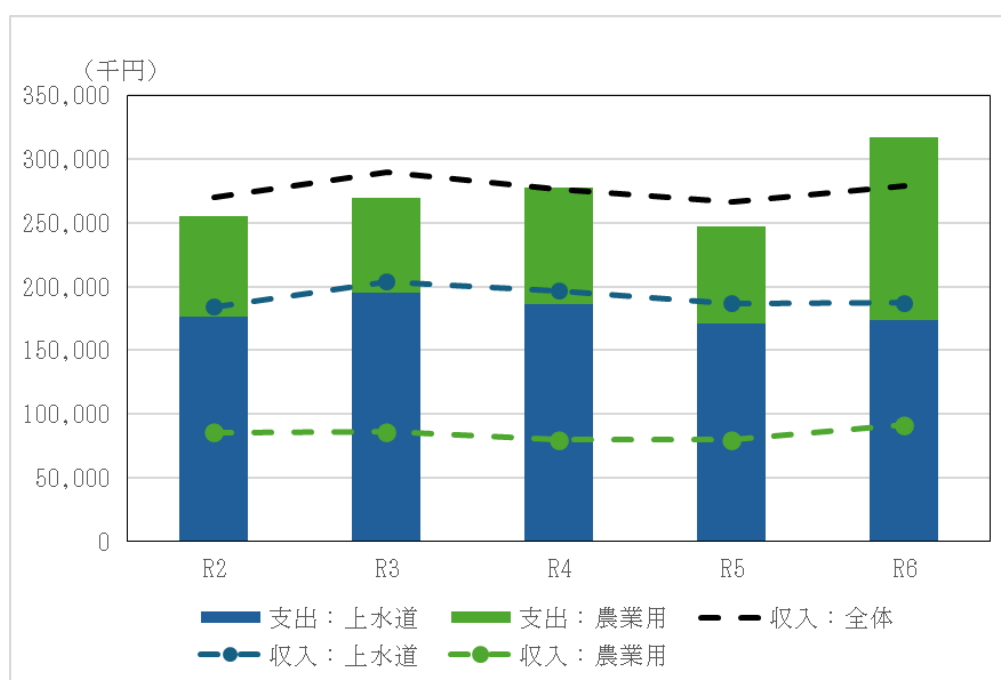


図 2.8 浜中町 水道事業支出及び収入金額

## 2.1.12 業務指標(PI)を用いた現状分析

本章では、業務指標(PI)を用いて、事業ごとに本町と類似団体\*を比較し、水道事業の現状及び課題を整理します。

業務指標(PI)とは、水道サービスの目的を達成し、サービス水準を向上させるために、水道事業を多面的に定量化(数値化)するものです。業務指標は全部で119項目ありますが、重要な項目に絞って算出します。

本町の各事業における類型団体については、参考資料に記載します。

※類似団体は、水道技術研究センターによる分類区分を基に選定し、水道事業は以下の分類に属します。

C9 (C: 水源が表流水、d: 給水人口5千人未満)

※以降、図中の「北海道(類似団体)」と「全国(類似団体)」はそれぞれ、北海道及び全国における類似団体の平均値を適用しています。

また、現状分析をするにあたって、以下3点を軸に評価を行います。

### ・ 事業の概要

水道を整備していくにあたっては、目標設定と進捗状況の把握が不可欠です。また、整備状況の総合的な評価を行うことで、実情と整合が取れた経営戦略の策定が可能になります。このため、本町における水道事業の現状を整理し、課題の抽出を行います。

### ・ 安定した水の供給

水道施設の建設費や維持管理費等の経費を回収するためには、料金収入の確保が重要であり、有収水量の増加や老朽化管路の更新による有効率の向上が必要となります。本町における水道施設の状況を整理して、改善点を抽出していきます。

### ・ 健全な事業経営

水道事業は、住民生活のために社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割があります。事業継続のためには自らの経営状態の把握が必要であることから、現状整理をしたうえで課題を抽出します。

また、水道事業経営において、健全性の確保及び経営基盤の強化が急務となっています。事業の経営状態や財政状態を明確にして、本町の財政状態の整理と課題の抽出を行います。

表 2.4 本町と類似団体の業務指標(PI)比較

業務指標 (PI)		単位	浜中町	類似団体									
				北海道					全国				
			R6	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5
事業の概要	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭用料金	円	5,174	4,554	4,668	4,668	4,746	4,815	4,119	4,184	4,184	4,173	4,267
	安定した水の供給												
	有収率	%	82.9	75.5	73.5	75.1	73.9	73.0	74.1	72.2	71.1	69.8	71.7
	有効率	%	93.6	78.4	76.8	78.2	77.2	75.6	79.3	77.9	76.7	75.0	74.6
健全な事業経営	供給単価	円/m <sup>3</sup>	250.9	245.2	240.7	242.1	247.9	246.6	249.2	238.9	210.6	209.7	211.7
	給水原価	円/m <sup>3</sup>	308.2	313.3	319.1	267.6	280.1	269.5	280.8	287.2	236.4	264.9	271.5
	料金回収率	%	81.4	89.9	86.9	95.9	90.9	94.3	100.5	97.1	97.8	87.2	86.5
	職員一人当たりの有収水量	m <sup>3</sup> /人	87,645	141,546	136,569	144,201	125,930	139,850	189,102	185,892	206,990	213,510	209,857
	総収支比率	%	108.1	109.8	108.4	109.9	106.3	111.3	114.0	114.4	113.1	107.1	109.4
	経常収支比率	%	107.7	109.8	108.3	109.9	107.5	111.8	114.0	114.3	113.1	107.6	110.0
	給水収益に対する企業債残高の割合	%	1008.0	349.7	365.1	370.5	441.5	470.9	571.7	616.7	552.3	753.4	743.8

a) 事業の概要

1) 1 か月 20 m<sup>3</sup>あたり家庭用料金

一般家庭における水道料金（1 か月 20m<sup>3</sup>あたり）は、類似団体の全国・北海道平均値を上回っています。

北海道は面積が広く都市部より人口密度が低いため、投資効率が低くなる傾向にあります。今後は投資費用の精査による支出抑制に努めるとともに、財政状況とバランスを取った適正な料金の検討を行っていくことが重要といえます。

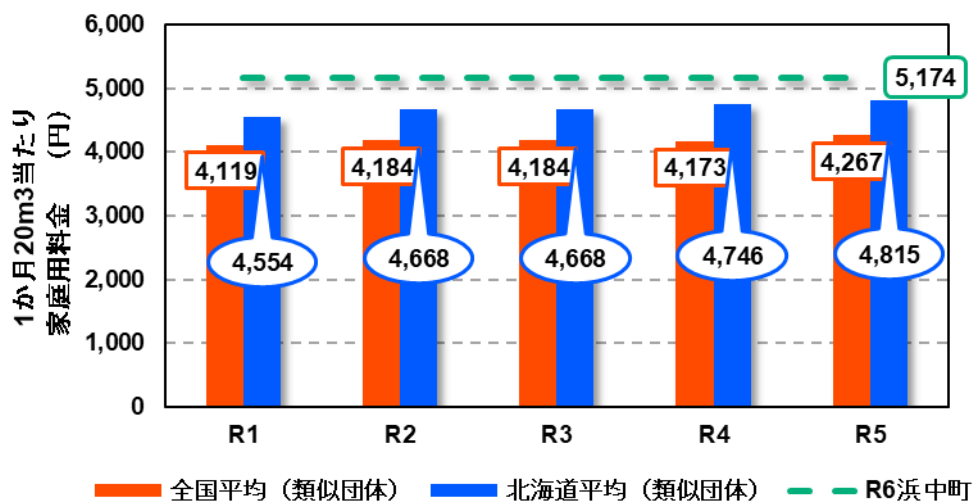


図 2.9 1 か月 20 m<sup>3</sup>あたり家庭用料金

b) 施設の効率性

1) 有収率

年間配水量に対する年間有収水量の割合を有収率といいます。有収率が低い場合は、徴収対象ではない無収水量の割合が多く、徴収対象水量以上の配水が必要となるため、その分維持管理費が増加することになります。

本町における有収率は類似団体の全国・北海道平均値を上回っています。ただし、今後、老朽化が進むと有収率が低下することが予想されることから、検討・対策が重要となります。

$$\text{有収率}(\%) = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総排水量}} \times 100$$

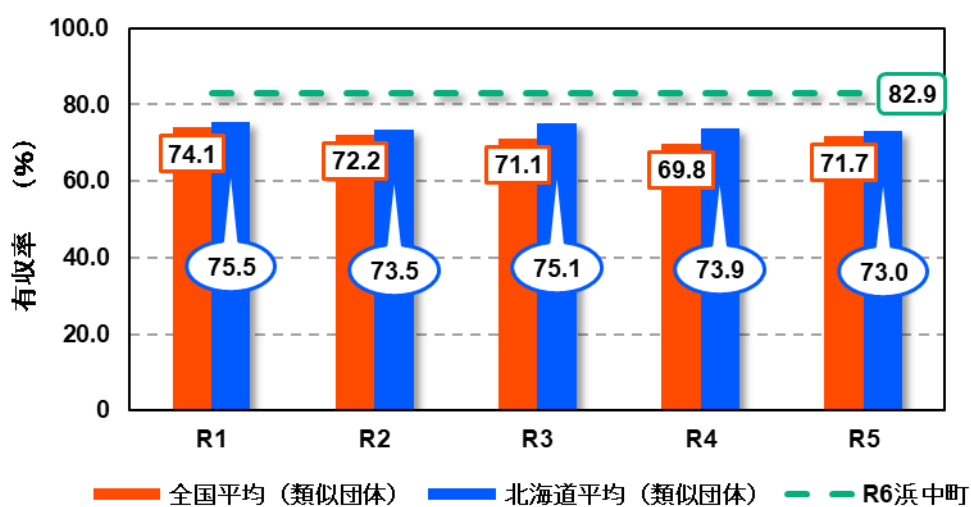


図 2.10 有収率

## 2) 有効率

年間配水量に対する年間有効水量の割合を有効率といいます。有収率と同様、類似団体の全国・北海道平均値を上回っています。ただし、今後、老朽化が進むと有効率が低下することが予想されることから、検討・対策が重要となります。

$$\text{有効率(\%)} = \frac{\text{年間総有効水量}}{\text{年間総排水量}} \times 100$$

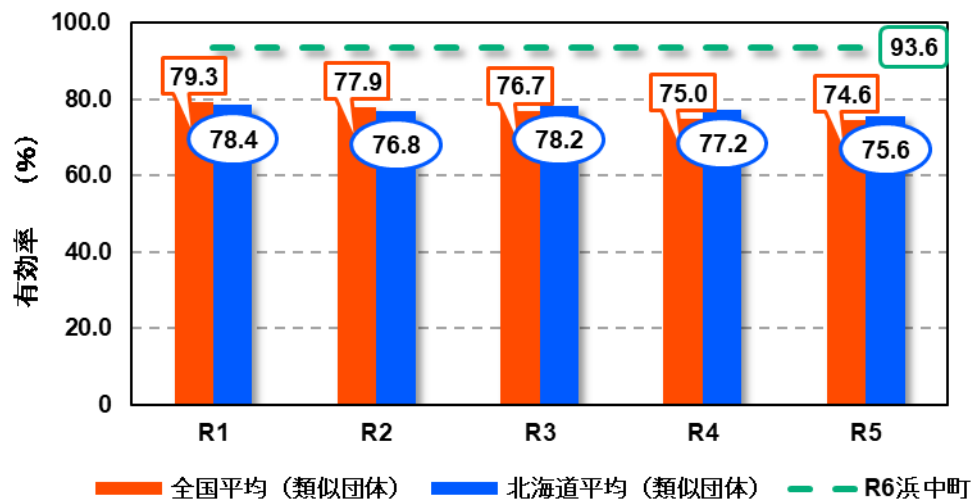


図 2.11 有効率

c) 経営の効率性

1) 供給単価

供給単価とは有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの給水収益であり、水道料金水準を示します。

本町における供給単価は、類似団体の全国平均値を上回り、北海道平均値と同程度の水準となっています。給水原価を大きく下回っているため、適正な供給単価を検討していく必要があります。(2) 給水原価参照)

$$\text{供給単価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$$

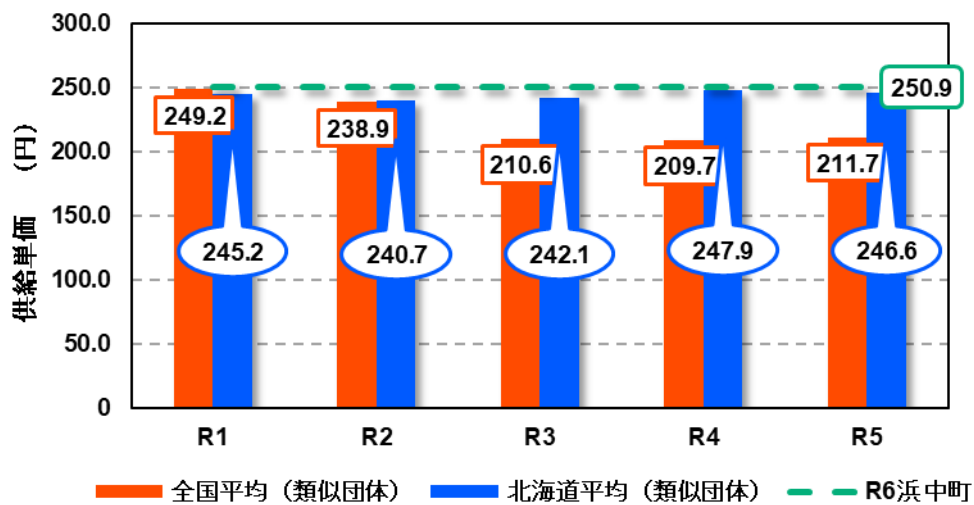


図 2.12 供給単価

## 2) 給水原価

給水原価とは有収水量 1m<sup>3</sup>あたりの経常費用（受託工事費を除く）であり、その水準を示します。

本町における給水原価は、類似団体の全国・北海道平均値を上回っています。今後は物価上昇に伴い給水原価が高くなると想定されることから、可能な限り維持管理費の節減に取り組んでいく必要があります。また、投資額削減に向けて、経営状況を踏まえて施設の重要度等から優先順位を設定して、アセットマネジメント計画等の関連計画に基づいた効率的な投資を行うことが重要になります。

$$\text{給水原価} \left( \frac{\text{円}}{\text{m}^3} \right) =$$

$$\frac{\text{経常費用} - \text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{付帯事業費} - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$$

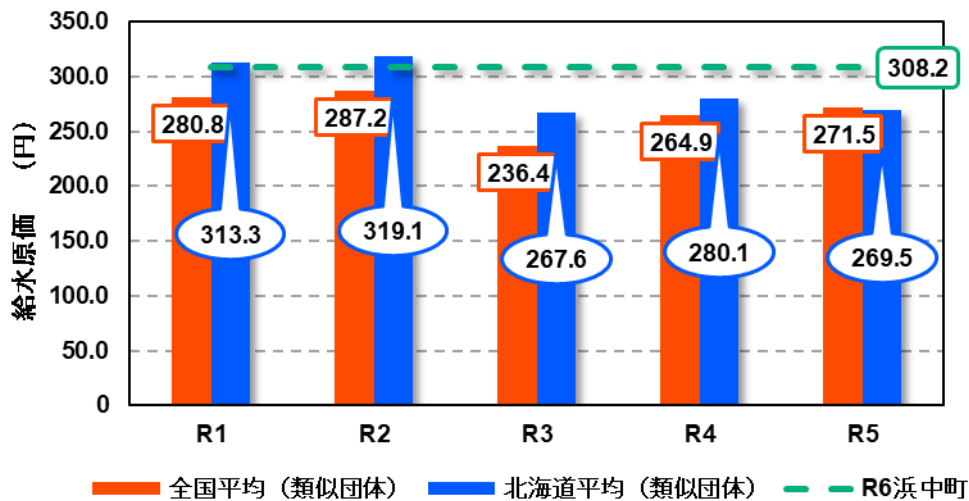


図 2.13 給水原価

### 3) 料金回収率

料金回収率は、給水原価に対する供給単価の割合です。水道経営は、事業の運営にかかわる費用全てを給水収益によって賄うことが原則であり、料金回収率が100%未満であると運営にかかわる費用を給水収益で賄うことができていない状態となります。

本町における料金回収率は100%を下回っており運営にかかわる費用全てを給水収益によって賄うことができていません。さらに、類似団体の全国・北海道平均値を下回っています。給水原価と供給単価との差額は、一般会計からの繰入金により賄わざるを得ず、健全な経営状態とは言えません。適正な給水収益の確保に加えて、更新、維持管理費用等の削減に向けた取組が重要です。

$$\text{料金回収率(\%)} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

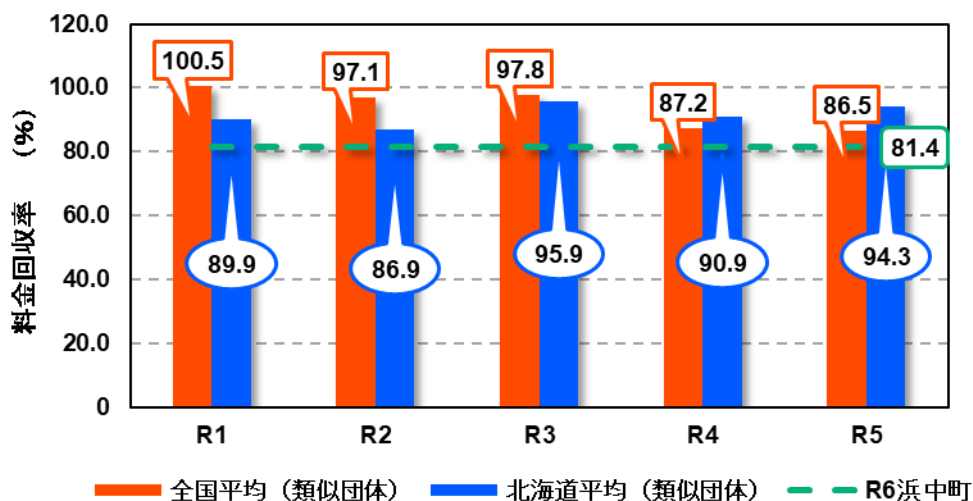


図 2.14 料金回収率

4) 職員一人当たりの有収水量

本町職員の業務量等の状況を整理します。類似団体の全国・北海道平均値を下回っている状況です。ただし、今後施設の老朽化に伴い、改築事業などの職員一人当たり業務量の増加が予想されます。水道技術を有する職員の確保を行う必要があります。

$$\text{職員一人当たりの有収水量}(\text{m}^3/\text{人}) = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定職員数}}$$

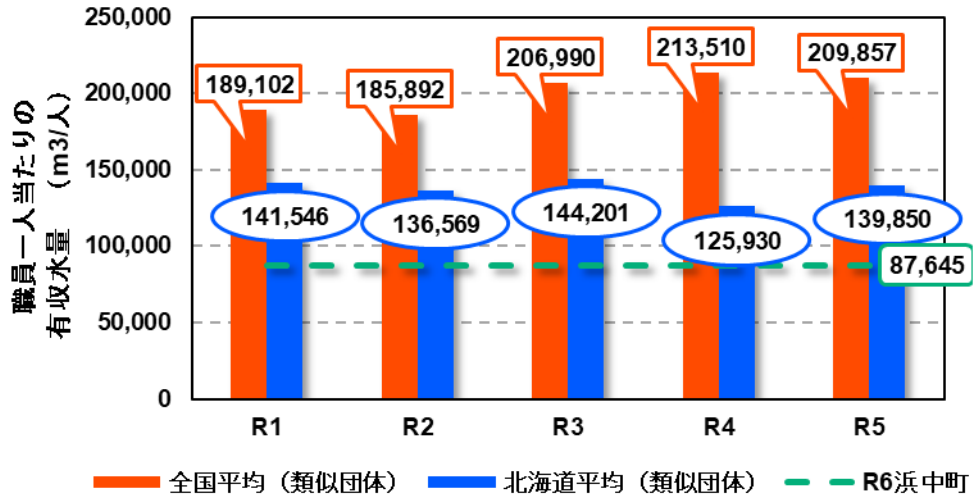


図 2.15 職員 1 人当たりの有収水量

d) 財政状態の健全性

1) 総収支比率及び経常収支比率

総収支比率とは総収益と総費用の比率を表した指標で、100%未満であると総収支が赤字であることを示します。また、経常収支比率とは、経常収益を経常費用で除した値としています。総収支比率を見ると類似団体の全国・北海道平均値は各年 100%を上回っており、本町においても100%を上回っています。また、経常収支比率についても同様です。現在は健全な経営状態を保っていますが、今後赤字になった場合は資金ショート懸念があります。このため、収入確保のための施策検討に加えて、財源や経営状況を踏まえた投資計画の策定などが重要になってきます。

$$\text{総収支比率}(\%) = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$$

$$\text{経常収支比率}(\%) = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

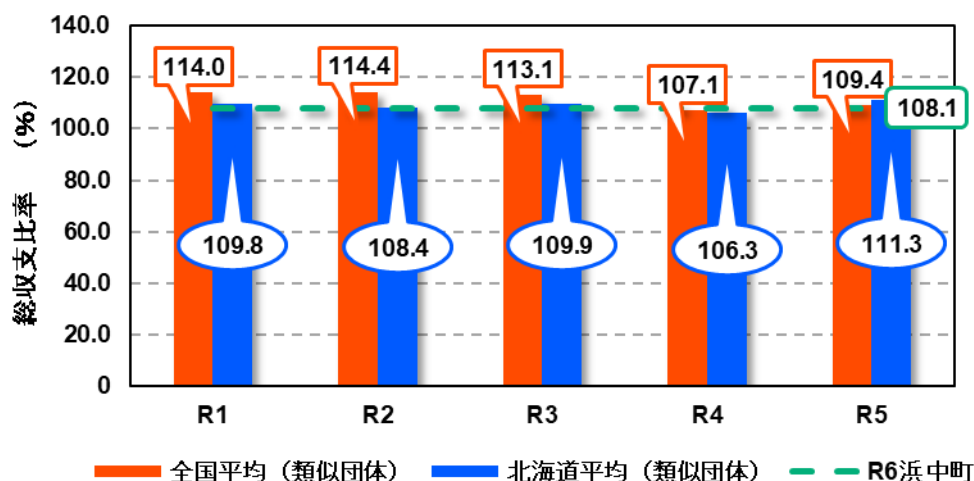


図 2.16 総収支比率

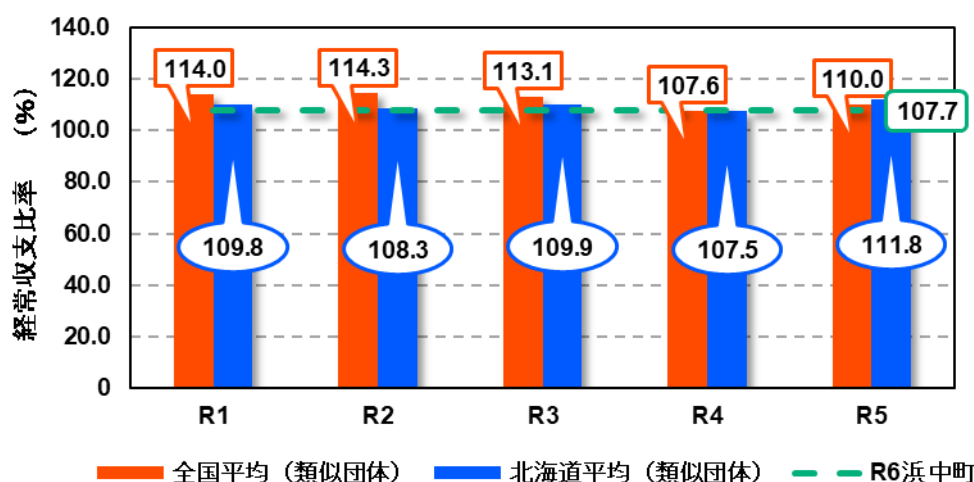


図 2.17 経常収支比率

2) 給水収益に対する企業債残高の割合

本町の企業債残高は類似団体の全国・北海道平均値を大きく上回っており、令和6年度においては1000%に達しています。今後は企業債充当率等を改め、計画的に起債償還を行っていくよう努めます。

$$\text{給水収益に対する企業債残高の割合(\%)} = \frac{\text{企業債残高}}{\text{給水収益}} \times 100$$

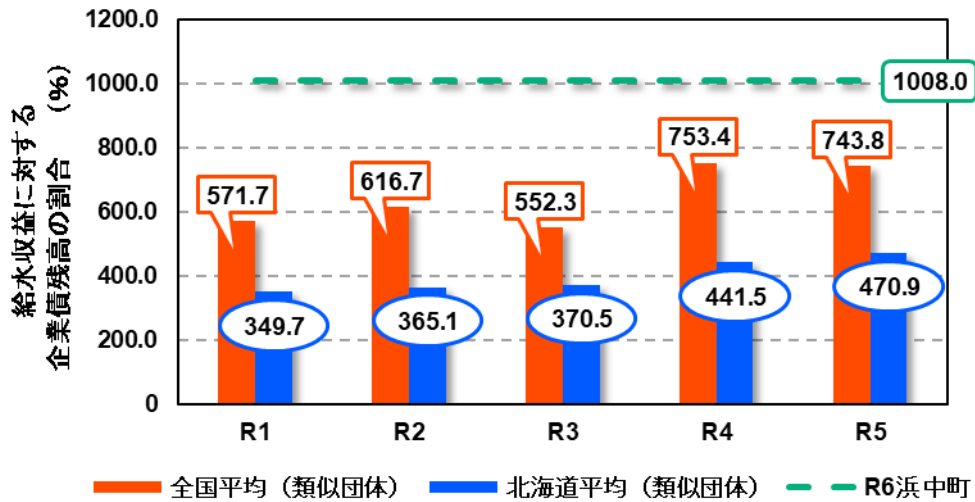


図 2.18 給水収益に対する企業債残高の割合

## 2.1.13 その他水道事業の現状

### a) 水道料金体系

表 2.5 浜中町における水道料金体系

用途別		専用栓					臨時用	船舶用	共用栓
		家事用	一般用	特殊 営業用	農業用	浴湯用			
基本 料 金	水量 (m <sup>3</sup> )	8	10	20	50	100	1m <sup>3</sup> につき		8
	金額 (円)	2,354	3,060	6,120	2,217	18,832	376	376	2,354
超過料金 1m <sup>3</sup> につき (円)		235	282	282	110	188			235

出典：浜中町 HP

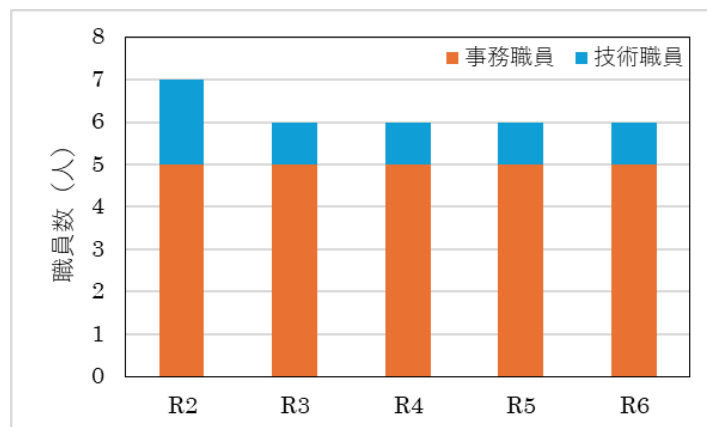
表 2.6 メーター使用料 (1 カ月 1 個につき)

種類	13mm 以下	20mm 以下	25mm 以下	40mm 以下	50mm 以下	75mm 以下	100mm 以下	150mm 以下
金額	円 374	円 407	円 429	円 781	円 1,408	円 2,266	円 2,794	円 11,693

出典：浜中町水道事業給水条例（昭和 33 年 12 月 27 日条例第 14 号）

b) 組織の状況

本町の水道事業職員数は令和7年4月1日現在6人で、過去4年間は職員数に変化はありません。



c) 民間活力の活用状況

官民連携については、水道事業の国土交通省への移管により、ウォーターPPP 等の方策が推奨されています。本町においても、今後の実施方針や実施内容について検討する必要があります。

d) 広域化・共同化・最適化の状況

人手不足が課題となっている昨今、周辺自治体と連携し、広域化や共同化の検討を推進する必要があります。

## 2.2 将来の事業環境

### 2.2.1 外部環境の変化

#### (1) 水需要の動向

浜中町における水道事業区域の給水人口は、令和6年度末で4,066人となっていますが、浜中町人口ビジョン（令和7年3月改定）に基づく推計では、10年後の令和17年には3,529人、20年後の令和27年には2,923人まで減少する見込みです。

また、農業用水道事業区域の給水人口は令和6年度末で760人ですが、10年後には668人、20年後には605人に減少すると予測されています。

これらの人口減少に伴い、水需要も減少する見込みです。令和6年度末における浜中町全体の給水量は一日あたり4,828 $\text{m}^3$ であり、その内訳は水道事業区域が1,616 $\text{m}^3$ 、農業用水道事業区域が3,212 $\text{m}^3$ となっています。20年後の令和27年には、全体で4,111 $\text{m}^3$ （水道事業区域1,320 $\text{m}^3$ 、農業用水道事業区域2,791 $\text{m}^3$ ）となり、現状より717 $\text{m}^3$ 減少する見込みです。

水道事業は、配水池や管路などの設備にかかる固定費が大部分を占める「装置産業」に例えられる事業であり、給水人口や水需要が減少しても事業費が同様に減少するわけではありません。そのため、効率化や広域連携などを通じて、持続可能な事業経営を実現することが今後ますます重要となります。

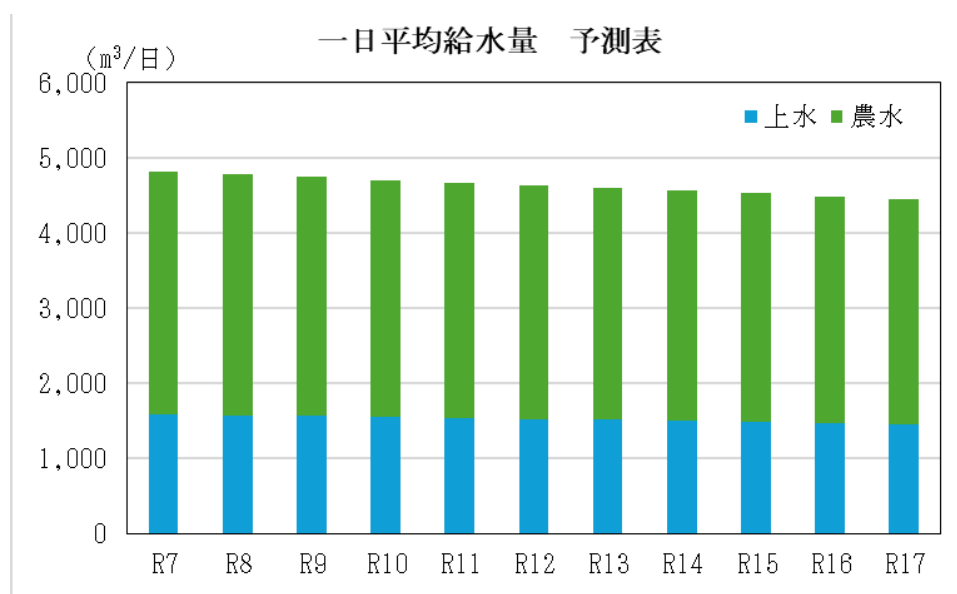


図 2.19 一日平均給水量 予測表

## (2) 施設の効率性低下

水需要の動向を踏まえると、今後の施設更新においては、現状の規模を維持した単純な更新では過剰な設備容量を抱えることになり、事業効率の低下を招く恐れがあります。そのため、耐震化を考慮しつつ、水需要の規模に応じた施設の統廃合やダウンサイジングを進めることで、効率的就業かつ持続可能な事業運営を図る必要があります。

## (3) 水源環境の動向

浜中町の水源は、表流水である「風連川水系ノコベリベツ川支流三郎川」と地下水である「深井戸」の二つの水源です。三郎川水源は近郊の矢臼別地区の伏流水が本流となって、第 8～第 15 の支流があります。伏流水は摩周系地下水で、良質な水質を保っています。また、国営環境保全型かんがい排水事業により肥培施設が整備され、各支流の水質も改善されており、これまで渇水や取水停止などもなく、利水の安定性が保たれています。

深井戸については、定期的な施設整備を実施し、今後も両水源の安定的な水質を保つように運用・環境整備を図っていくことが必要です。

## 2.2.2 内部環境の変化

### (1) 施設の老朽化

本町の施設の、昭和 33 年以降からの経過年数の推移を表したものが、下図のグラフです。

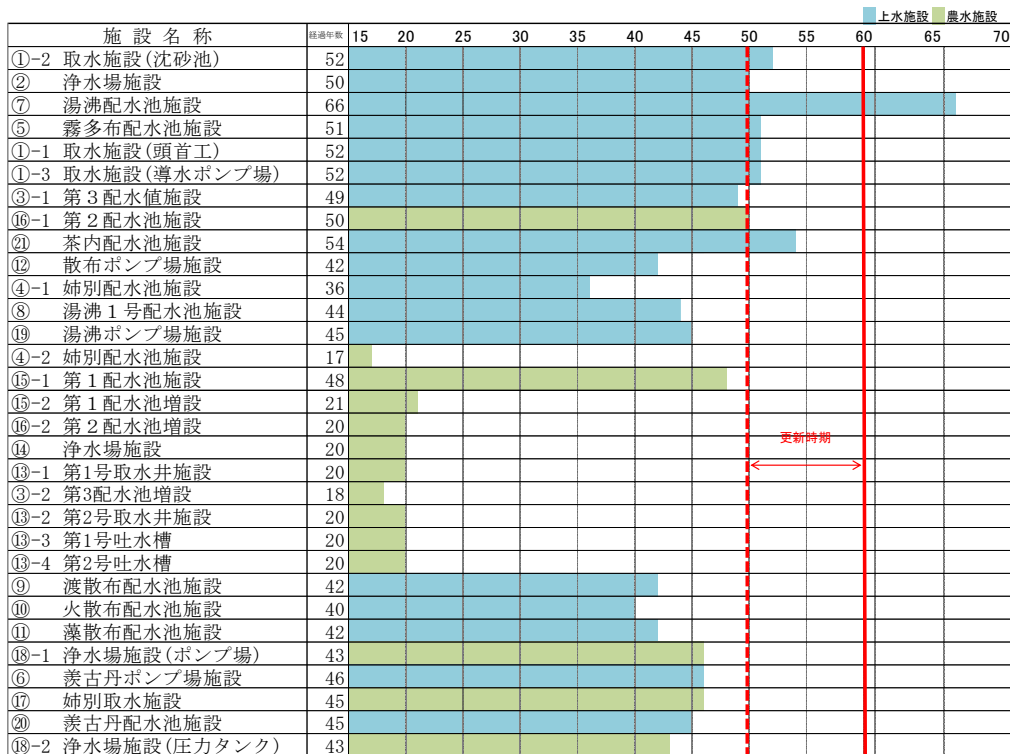


図 2.20 施設の経過年数

また管路 294.6km の建設時からの経年経過についてまとめたグラフを下図に示します。

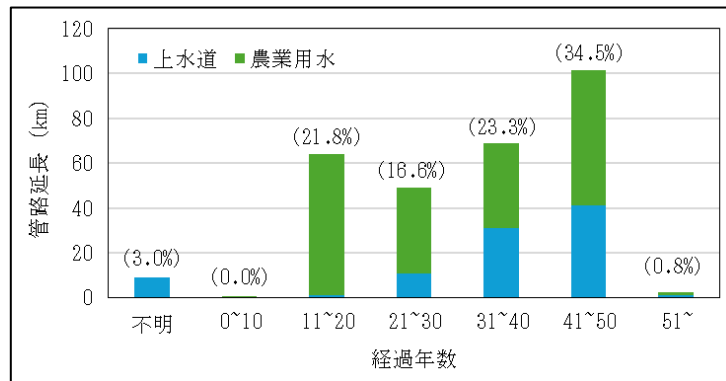


図 2.21 管路の経過年数 (令和 6 年度末)

今後耐用年数を迎える経年管路の更新需要が高まるにつれて、建設費用は増加していきます。

表 2.7 一般的な施設別法定耐用年数

法定耐用年数									
建築	50年	土木	60年	電気	15年	機械	15年	管路	40年

## (2) 更新費用とその資金の確保

水道事業における令和4年10月改定の施設・管路更新計画の試算では、H30～R39年（ステップ1・2）までの40年間で施設更新約13億9千万円、管路更新約22億9千万円の概算費用で、合計約36億8千万円として、発災時に町民が避難する拠点である「指定避難所」及び「応急救護所」また「医療機関」を重要拠点給水施設とし、その施設までの管路を耐震化する計画に見直されました。今回の見直しでは、大幅な変更は行わず、現行の計画に加え、その他の管路についても布設年度の古いものから順次更新していく方針へと見直しました。H30～R39年（ステップ1・2）までの40年間で施設更新約13億8千万円、管路更新約24億8千万円の概算費用で、合計約38億6千万円となっています。

本水道ビジョンの計画期間が含まれるステップ1はH30～R19年までの20年間の計画であり、水道事業は施設更新費約11億7千万円、管路更新費8億2千万円の概算費用で、合計19億9千万円となります。農業用水道事業については、更新時期が未定ですが、R19年までの予定で施設更新費約7億1千万円、管路更新費約76億3千万の概算費用で合計83億4千万円の総事業費ですが、北海道農業農村整備事業等により、2/3～4/5の補助が見込まれます。

水道事業・農業用水道事業を合わせた施設・管路更新事業費は合計103億3千万円となる見込みです。R20～R39年の計画はステップ2として次期水道ビジョンで再度見直しをかける必要があります。

## 水道事業と農業用水道事業のステップ1 概算金額

水道事業と農業用水道事業のステップ1(R4～R19) 概算金額

施設番号	施設名称	施設規模	計画当初概算金額(千円)	水道事業		計画当初概算金額(千円)	農業用水道事業	
				概算金額(千円)	更新時期		概算金額(千円)	更新時期
1	取水施設(表流水)	導水ポンプ場	25,670	30,024	H30 (機器・電気改修)			
2	浄水場施設(表流水水源)							
3	3号配水池	7.6m×9.0m×3.0m×2池=99m <sup>3</sup>	306,700	477,810	R6～6 (耐震補強)			
3	3号FP	12.4m×16.6m×3.0m×1池=618m <sup>3</sup>				172,700	172,700	R15
4	姉別配水池	11m×6.4m×3.0m×2池=528m <sup>3</sup>				159,200	159,200	R16
4	4号FP	10.8m×10.8m×3.0m×1池=350m <sup>3</sup>				52,500	52,500	R17
5	霧多布配水池	7.0m×13.8m×4.2m×2池=812m <sup>3</sup>	172,400	218,650	R7～8 (耐震補強)			
6	養古丹ポンプ場	2.0m×3.0m×2.2m						
7	湯沸配水池(緊急貯留槽)	16.5m×6.5m×3.0m×2池=842m <sup>3</sup>			令和2年度に廃止し、緊急貯留槽より配水			
8	湯沸1号配水池				廃止し、緊急貯留槽よりポンプにて配水			
9	藻散布配水池	2.5m×4.8m×2.5m×2池=60m <sup>3</sup>	22,000	71,000	R19 (耐震補強)			
10	火散布配水池	4.0m×6.9m×2.5m×2池=138m <sup>3</sup>	37,600	82,700				
11	藻散布配水池	2.5m×4.8m×2.5m×2池=60m <sup>3</sup>	22,000	41,000	R19 (耐震補強)			
12	散布ポンプ場	2.0m×3.0m×1.8m×1池=12m <sup>3</sup>	50,000	67,536	R15 (更新・追加・運転)			
13	取水施設(深井戸・吐水槽)							
13	浄水場施設(深井戸水源)							
15	1号配水池	10m×6.4m×3.0m×2池=384m <sup>3</sup>				57,600	57,600	R10
15	1号FP	6.3m×12.5m×3.0m×1池=311m <sup>3</sup>				76,650	76,650	R11
16	2号配水池	9.7m×9.2m×2.5m×2池=446m <sup>3</sup>				66,900	66,900	R12
16	2号FP	5.0m×12.0m×2.5m×2池=300m <sup>3</sup>				125,000	125,000	R13
18	姉別第2地区浄水場		10年以内に廃止予定	10年以内に廃止予定				
19	湯沸ポンプ場	2.0m×2.0m×2.0m×1池=8m <sup>3</sup>						
20	養古丹配水池				廃止し、養古丹ポンプ場より配水			
21	茶内配水池	9.7m×4.8m×2.0m×2池=186m <sup>3</sup>	325,658	314,875	R3 (耐震化更新済)			
	中央監視装置新庁舎移設		54,000	56,100	R2			
施設合計 (千円)			1,016,028	1,359,695		710,550	710,550	農業用水道施設は国・北海道との共同事業を予定する
管路合計 (千円)			3,603,590	2,291,869			7,630,334	農業用水道施設は国・北海道との共同事業を予定する
施設管路 全体合計 (千円)			4,619,618	3,651,564			8,340,884	

水道施設を耐震化更新・補強を施していくには、多額の費用と長い歳月を要します。人口減少に伴う水需要減少による給水収益の減少等の外部環境の変化によって、投資可能額が減少していく状況の中、維持更新や新規設備等の建設改良を継続していくには、更新費用の平準化や効率化、また予防保全的な維持管理による共用期間の長寿命化を図り、事業費用の軽減することが必要となります。

アセットマネジメントを活用し、必要によっては料金水準の見直しを検討し、中長期的な視点で今後必要となる資金の確保を行っていかねばいけません。

※公営企業は、地方公営企業法に基づき独立採算制が義務付けられているため、今後見込まれる多額の建設投資費については、原則として自らの財源で対応する必要があります。このため、国土交通省所管の国庫補助金(約3分の1)を活用してもなお不足する財源については、企業債(企債)の発行によって補うことが求められます。実際、水道事業における企債依存率は全国的に高く、70%～80%に達しており、経営を逼迫させる一因となっています。

現在、全国の中小規模の水道事業体では、施設の更新時期を迎えており、必要な投資財源を確保するために水道料金の値上げを余儀なくされている状況です。このような背景を踏まえ、現行の補助制度等については抜本的な見直しが必要であると考えられます。

浜中町としても、日本水道協会を通じて、制度改善に向けた要望を行っていくことを想定しています。

### (3) 組織体制の維持

令和6年度末時点における水道事業に関わる職員数は6人であり、過去4年間は職員数に変化はありません。しかし、令和3年度に技術職員が2名となり、今後は技術力の継承が課題となっています。そのため、組織体制や業務の見直しに加え、広域連携や官民連携の検討を進め、将来の施設更新など各種事業を担う水道職員の確保・育成を図る必要があります。また、職員に求められる知識、技術、経験の継承を計画的に行うことが重要です。

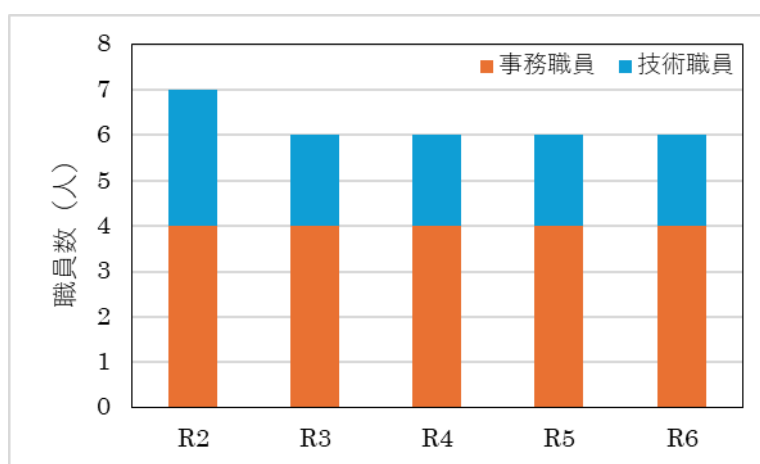


図 2.22 水道事業職員数の推移

表 2.8 水道事業職員数の推移

	事務職員		技術職員	総計
	課長	水道総務係	水道施設係	
R2	1	3	3	7
R3	1	3	2	6
R4	1	3	2	6
R5	1	3	2	6
R6	1	3	2	6

## 2.3 水道事業の課題

以上のことを踏まえて、本町の水道事業における課題を以下に示します。

基本目標	課題
安全	適切な水質管理の維持
安全	水源の保全
強靱	施設の老朽化・効率化
強靱	水道施設・管路耐震化
強靱	人材不足の解消
強靱	危機管理対策
持続	適切な施設の維持管理、資産管理
持続	環境負荷対策、省エネルギー化
持続	給水収益の確保 有収率、料金回収率の向上
持続	情報発信および広報活動 市民との連携

## 2.4 基本方針と基本目標

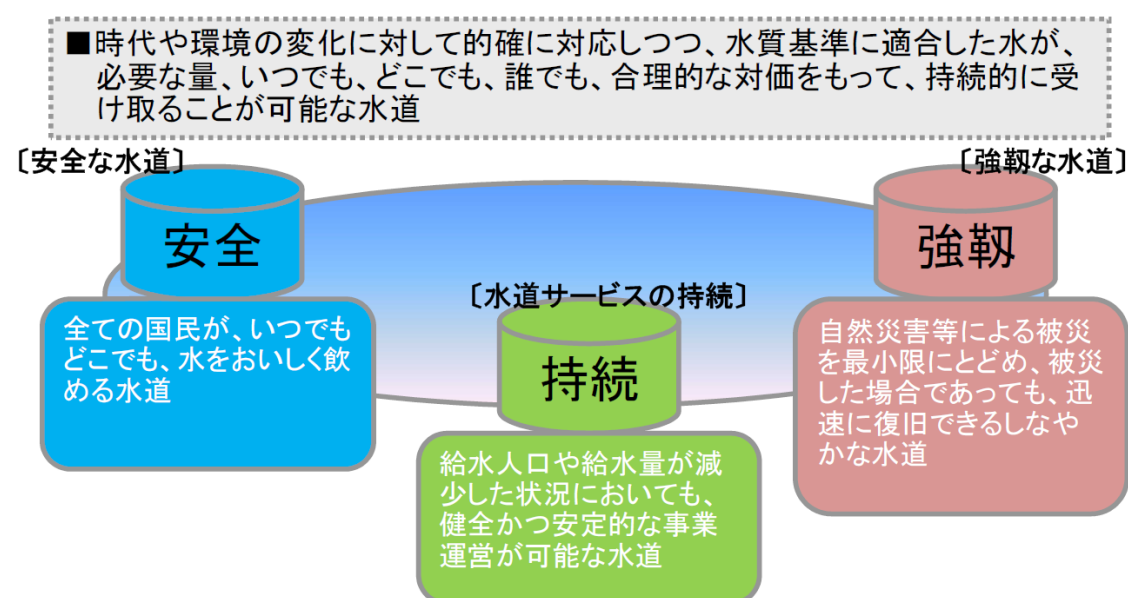
### 2.4.1 水道の理想像と目標設定

#### a) 水道の理想像

町民のみなさんにとっての水道の理想像とは、安全でおいしい水が蛇口からいつでも安定的に、安価に供給されていることです。

そのような水道を実現するためには、水道事業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、「安全」な水道水を「強靱」でしなやかな施設によって確実に供給し、その供給体制を「維持」していく必要があります。

厚生労働省（現所管：国土交通省）が平成 25 年に公表した「新水道ビジョン」では、「安全」「強靱」「持続」の 3 つの観点から、50 年後、100 年後の水道の理想像を具体的に示し、各水道事業者間で共有し、取り組みの方向性を示しています。

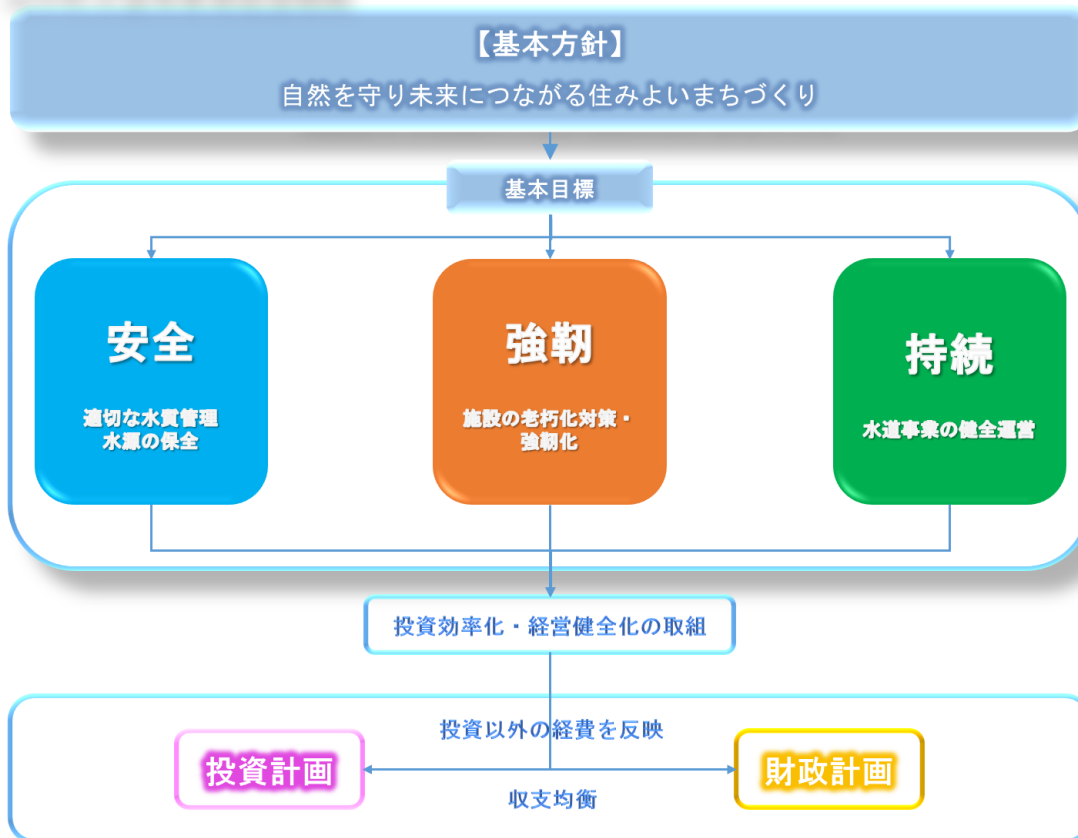


#### b) 目標設定

上記の理想像を具現化するため、本町では「安全」「強靱」「持続」の各観点から、地域の実情を踏まえた目標を以下のとおり設定します。

- 1) **安全**  
適切な水質管理・水源の保全
- 2) **強靱**  
計画的な耐震化と危機管理体制の強化
- 3) **持続**  
運営基盤の強化および水道事業の透明化

# 浜中町水道等事業経営戦略



# 【基本方針】

## 自然を守り未来につながる住みよいまちづくり

- 課題**
- 適切な水質管理の維持
  - 水源の保全
  - 施設の老朽化・効率化
  - 水道施設・管路耐震化
  - 人材不足の解消
  - 危機管理対策
  - 適切な施設の維持管理  
資産管理
  - 環境負荷対策  
省エネルギー化
  - 給水収益の確保  
有収率、料金回収率の向上
  - 情報発信および広報活動  
市民との連携

- 基本目標**
- 安全**
  - 強靱**
  - 持続**

**取り組み項目**

継続目標：継続的に達成  
 短期目標：5年以内  
 中期目標：10年以内  
 長期目標：10年以上

水道水質の向上	水安全計画の策定	継続目標
	安全な浄水システムの構築	長期目標
水道施設のレベルアップ	(1) 施設の効率化	長期目標
	(2) 施設耐震化対策	継続目標
	(3) 管路耐震化対策	継続目標
人材育成・組織力強化		中期目標
危機管理対策	(1) 災害時対応対策	中期目標
	(2) 資機材等の確保対策	短期目標
	(3) 停電を想定した電源等の確保対策	中期目標
アセットマネジメント（資産管理）の活用		継続目標
省エネルギー、環境負荷軽減対策等の促進		長期目標
料金回収率の向上		中期目標
情報発信の推進		短期目標

## 2.5 推進する実現方策

水道の理想像を具現化するため、「7. 水道の理想像と目標設定」に掲げた「安全」、「強靱」、「維持」の3つの観点により、今後本町が推進していく重点的な実現方策を示します。

### a) 安全に関する実現方策

#### (1) 水道水質の向上

##### ① 水安全計画の策定

本町の水道は、法令で定められている基準等を遵守することにより、安全性が確保されていますが、水源の汚染や施設の老朽化等、様々なリスクが存在する中で給水が行われています。

国土交通省の「水安全計画ガイドライン（平成20年5月）」に基づき、水源から給水栓に至るシステムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステムづくりとして、「水安全計画」を策定し、水質管理体制の向上を図っていきます。

##### ② 安全な浄水処理システムの構築

浄水施設の更新時には、臭気除去の為に高度処理システムの導入やクリプトスポリジウム等耐塩素性病原生物等による原水の汚染リスク対策のため、砂ろ過方式から膜ろ過方式へ変更し、さらに安全な水の安定供給を図っていきます。

b) 強靱に関する実現方策

(1) 水道施設のレベルアップ

①施設の効率化

水道施設については、水需要の減少によって過大化が進み、効率性が低下していきます。経年化により更新をする際には、施設の統合や水需要の規模に応じたダウンサイジング等を行うなど、効率化を図っていきます。具体的には、次のような方策を行います。

・水道事業施設

水道事業区域へ配水している施設のうち、羨古丹地区の羨古丹配水池の実用耐用年数が到来した際には廃止し、羨古丹ポンプ場からの加圧配水方式に移行することとします。水道事業区域内には3箇所のポンプ場から送配水しているが、今後区域内給水人口の減少による配水量の減少に伴って、ポンプ能力縮小をすることで効率化及び更新費用の軽減を図ります。

・農業用水道事業施設

農業用水道は、一日給水量予測で今後増加することが想定されます。しかし、上水道の給水量が減少すると予想されることから、水道事業と農業用水道事業の既存併用施設(2号配水池・3号配水池・姉別配水池)をバランスよく運用することで効率化及び増設費用の軽減を図ります。また、姉別第2地区飲雑用水施設の供給地区は、姉別配水池からの供給とし、10年以内を目処に施設を休止することを計画しています。

②施設耐震化対策

浜中町では、平成15年に発生した十勝沖地震において、浄水施設や配水管路が甚大な被害を受け、市街地では広範囲にわたる断水が発生しました。

これらの経験を踏まえ、今後発生が予想されている千島海溝沿いのマグニチュード9クラスの巨大地震など、大規模災害への備えとして、水道施設の耐震化事業を計画的に推進しています。

現在、浜中町における浄水施設および配水施設の耐震化率は以下のとおりです。

	浜中町*		全国平均※ <sup>1</sup>		全道平均※ <sup>1</sup>		備考
	浄水施設	配水施設	浄水施設	配水施設	浄水施設	配水施設	
上水道	50.0%	67.0%	44.5%	64.7%	26.1%	31.7%	農業用共用施設含む
農業用水道	50.0%	77.0%	-	-	-	-	

\*令和6年度末、※<sup>1</sup>令和5年度末

この現況を踏まえ、「施設更新計画」を策定し、強靱な水道の構築のため、耐震化対策を図っていきます。

計画策定に当たっては、耐震性改善必要度<sup>※1</sup>（簡易耐震診断の耐震性評価点＋影響範囲算定値）及び取水施設・浄水場・配水池・ポンプ場の重要度・老朽度合等により、優先度順位を付け耐震化更新・耐震化改修を進めることとします。また、町の地域防災計画に定められている、災害時に人命の安全確保をはかるため給水優先度が特に高い避難所や公共機関等への配水ルート、巨大津波により高台へ避難を想定した沿岸地区の配水池の緊急貯留槽化改修など、必要性の高いものから優先的に実施し、長期的には施設全体が耐震化できるよう、経年更新と合わせて実施していくものとします。

また、国土交通省の「耐震化計画策定指針（平成27年6月）」に基づき、「耐震詳細診断」を実施して、重要施設が地震動レベル2の巨大地震にも耐えうる耐震化を検討していきます。

国と北海道が主体となり整備した、浄水場、上水・農水共用配水施設・農業用水道施設については、耐震化更新に関する協議を行い、国及び北海道の耐震化計画を施設更新計画に反映させています。

なお、姉別第2地区は姉別地区からの配水を検討しているため、施設の耐震計画は行いません。

平成30年度より、「西円朱別浄水場導水施設一部改修」を始めとし、令和3年に老朽化が著しい「茶内配水池」、令和5、6年には「第3配水池」を耐震化しました。

以降は「施設更新計画」に基づき、H30～R19を第1ステップとして計画し、R20～R39までの第2ステップは、次期水道ビジョンで計画します<sup>※2</sup>。

※1 「耐震性改善必要度による更新・改修施設優先順位の設定表」（P41）

※2 施設耐震化更新・補強計画の年度・概算見積金額の一覧は「施設更新計画表」を参照ください。

耐震性改善必要度による更新・改修施設優先順位の設定表※

耐震性改善必要度の算出と詳細耐震診断の優先順位の設定					
構造物名	耐震性評価点 (10点満点換算値)	影響範囲	耐震性改善 必要度	詳細診断実施 の優先順位	備 考
①-2取水施設	7.26	3.72	27.01	1	上水道 沈砂池
②浄水場	7.26	3.72	27.01	2	国営茶内地区
⑦湯沸配水池施設	7.21	3.72	26.82	3	上水道
21茶内配水池施設	7.00	3.72	26.04	4	上水道 (R2更新)
⑤霧多布配水池施設	7.00	3.72	26.04	5	上水道
①-1取水施設	6.90	3.72	25.67	6	上水道 頭首工
①-3取水施設	6.74	3.72	25.07	7	上水道 導水ポンプ場
③-1第3配水池施設	6.68	3.72	24.85	8	旧施設
⑩-1第2配水池施設	6.53	3.72	24.29	9	旧施設
⑫散布ポンプ場	7.00	2.71	18.97	10	上水道
④-1姉別配水池施設	6.53	2.71	17.70	11	旧施設
⑧湯沸1号配水池施設	7.00	2.00	14.00	12	上水道
⑨湯沸ポンプ場	7.00	2.00	14.00	13	上水道
③-2第3配水池施設	6.32	2.21	13.97	14	増設施設
④-2姉別配水池施設	6.32	2.21	13.97	15	増設施設
⑭浄水場(農業)	6.32	2.21	13.97	16	国営はまなか地区
⑮-1第1配水池施設	6.32	2.21	13.97	17	旧施設
⑮-2第1配水池施設	6.32	2.21	13.97	18	増設施設
⑯-2第2配水池施設	6.32	2.21	13.97	19	増設施設
⑬-1第1号取水施設	6.21	2.21	13.72	20	農業用水
⑬-2第2号取水施設	6.21	2.21	13.72	21	農業用水
⑬-3第1号吐水槽	6.11	2.21	13.50	22	農業用水
⑬-4第2号吐水槽	6.11	2.21	13.50	23	農業用水
⑨渡散布配水池施設	6.53	2.00	13.06	24	上水道
⑩火散布配水池施設	6.32	2.00	12.64	25	上水道
⑪藻散布配水池施設	6.32	2.00	12.64	26	上水道
⑯-1浄水施設	7.26	1.41	10.24	27	姉別第2地区ポンプ場
⑥羨古丹ポンプ場	7.00	1.41	9.87	28	上水道
⑰取水施設	7.00	1.41	9.87	29	姉別第2地区荒ろ過
⑳羨古丹配水池施設	7.00	1.41	9.87	30	上水道
⑯-2浄水施設	6.53	1.41	9.21	31	姉別第2地区圧力タンク室

※優先順位を設定しているが、浄水場等の農業用水道との併用施設は、町単独では更新が不可能であるので、国・北海道事業により事業が採択された時点での施工とします。また、「地域防災計画」の重要拠点給水施設までの耐震化を図るために、供給元の配水池から耐震化を図る更新フローとします。

### ③管路耐震化対策

現在の管路における耐震化率は下記のとおりです。

	基幹管路*	全国平均※ <sup>1</sup>	全道平均※ <sup>1</sup>	備考
上水道	58.3%	27.0%	29.8%	
農業用水道	50.4%			

\*令和6年度末、※<sup>1</sup>令和5年度末

管路は、昭和52年までに埋設されたものの多くが更新時期を迎え、今後更新需要は高まりますが、年度ごとの事業規模や費用の平準化を図りつつ、計画的な更新を行います。

水道事業区域管路は、「4.2 内部環境の変化(2)更新費用とその資金の確保」で示したとおり、当初管路更新計画の、全管路を更新する計画を、「地域防災計画」で災害時に町民が避難する拠点として選定している「指定避難所」及び「応急救護所」また「医療機関」を重要拠点給水施設とし、その施設までの管路を耐震化する計画となっています。

水道事業の配水本管は湿原部に埋設するため地震時の地盤ひずみ（地盤変形や液状化）対策として、耐震管であるダクタイル鋳鉄管（離脱防止機能付き）や東日本大震災でも被害管路が無かった配水用ポリエチレン管等を採用し、耐震化を図っていきます。

農業用水道区域管路は、各幹線配水路のメインとなる配水主幹を耐震化更新する内容であり、事業費軽減の観点から各支線の耐震化は見送ることとしております。管種としては、水道事業区域同様に耐震管を採用し、耐震化を図ります。当初より、国と北海道が主体となって布設整備しており、施設同様に耐震化に向けて現在、協議を進めております。推定として概算費用と更新時期を別表で示しておりますが、更新事業として確定した時期に計画に反映させていきます。

平成30年度より、「西円朱別浄水場導水管更新」を始めとし、「管路更新計画」に基づきH30～R19を第1ステップとして計画しておりますが以降R20～R39を第2ステップとし、新たな水道ビジョンで計画します。

※更新管路・年度・概算見積金額の一覧は「管路更新計画」を参照ください。

◎更新施設・管路更新ルートを一つの水道地図に更新計画のステップごとにとめた図面を作成しています。別冊の各更新計画表と合わせて参照ください。

## (2) 人材育成・組織力強化

水道事業の業務委託や業務改善、効率化等により、水道事業に関する専門知識に精通した職員が減少していく状況の中、人材育成を考慮した配置異動のもと、研修や内部教育等を通して、知識、経験値の向上に努め、専門技術の継承によって強靱かつ持続可能な事業組織力の強化を図っていきます。

## (3) 危機管理対策

### ①災害時対応対策

地震等の災害時に水源の濁水や枯渇等による取水停止で、広域的な水道の供給停止等の緊急時における迅速な応急復旧や給水対策として防災訓練の定期的な実施や、整備済の「危機管理マニュアル」等の見直し・改定を随時実施します。

### ②資機材等の確保対策

大規模で広域的な災害を想定し、被災しても水道水の供給に必要な資機材を購入し有事に備えていますが、その他の資機材・薬品等を幅広く調達できるよう、平時より流通経路や生産拠点を把握するなど、確保の確実性を高める努力を行っていきます。

### ③停電を想定した電源等の確保対策

災害に伴い商用電源を失った場合でも、ポンプ等設備を稼働させ断水を回復するための非常用電源の維持・整備を行っていきます。

また、非常用発電設備の備わっていない施設は移動式発電機を常備し、停電後に直ちに対応できる体制としていきます。

### c) 持続に関する実現方策

#### (1) アセットマネジメント（資産管理）の活用

給水人口の減少に伴い、水道料金収入の減少が見込まれる中で、水道施設の安定的な維持・運営が重要な課題となっています。このような状況に対応するためには、施設の供用期間を延ばす「長寿命化」や、運営の「効率化」が不可欠です。これにより、限られた財源の中でも持続可能な水道事業の継続が可能となります。

こうした方策を推進するための基本的な取り組みとして、浜中町では「アセットマネジメント」の考え方を導入し、中長期的な視点で水道資産の計画的な管理を進めていきます。

#### (2) 省エネルギー、環境負荷軽減対策等の促進

浜中町の水道事業では、ポンプ場 3 施設をはじめとする各施設において、多くの送配水ポンプを稼働させることで水の供給を行っています。施設の更新に際しては、インバーター制御ポンプや高効率機器の導入を進め、省エネルギー化を図っています。

#### (3) 料金回収率の向上

昨今の物価上昇の影響に対応するため、供給単価の引き上げが必要です。

持続的で安定的な経営を続けるため、適正料金の検討を行い、必要に応じて料金改定を実施します。

また、計画的な管路更新や定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を目指します。

「有収率」は、漏水防止や経営効率の向上の観点から重要な指標です。有収率を高めることで給水収益が確保され、料金回収率の向上にもつながります。

#### (4) 情報発信の促進

水道は利用する町民皆さんのものです。事業を持続していくため、「4. 水道事業の現状と将来の事業環境」で述べた水道事業及び農業用水道事業を取り巻く事業環境の変化による現状と課題について、町民みなさんに理解していただくことが大切です。

また、水道水のおいしさを求める声など、水道水へのニーズは高まっています。広報誌等で水道水の安全性や、おいしさの PR 活動を行っていますが、多様化するニーズに応え、水道への理解を深めていただくためホームページなどの各種情報発信ツールを活用して情報提供を図ります。

## 第3章. 浜中町水道事業経営戦略

### 3.1 投資計画

投資計画では、大別して、①管路工事、②土木・建築工事、③機械・電気工事、④その他（計画等）を見込んでいます。なお、事業区分として以下のとおり設定しています。

- ・「補助」…国庫補助金交付金対象事業
- ・「単独」…交付対象外の起債対象事業

#### ① 管路工事

令和6年度時点の「管路更新計画 第1、第2ステップ（～R39）」及び、アセットマネジメント計画に基づいた、投資金額を平準化した計画で更新を実施していきます。更新後にはほとんどの管が耐震管となるため、全ての工事を「補助」として見込んでいます。

#### ② 土木・建築工事

土木・建築工事として、配水池やポンプ場の更新を想定しています。令和6年度時点の「水道事業 施設更新計画表 第1、第2ステップ（～R39）」に基づいて更新を実施していきます。更新後にはほとんどの施設が耐震性を持つため、全ての工事を「補助」として見込んでいます。

また、令和8、9年度に西円朱別浄水場のLED化の費用を見込んでいます。

#### ③ 機械・電気工事

アセットマネジメント計画に基づいて更新を実施していきます。また、給水メーターの更新費用を毎年18,000千円見込んでいます。全ての工事を「単独」として見込んでいます。

#### ④ その他（計画等）

農業用水の施設である西円朱別浄水場の耐震診断の費用（50,000千円）を、3割負担で見込んでいます。

表 3.1 管路更新計画 第1ステップ (H30~R19) R6年度修正のうち R8~R19

番号	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
① ~ ⑨ 区間合計	42,844.0	64,231.5	35,880.1	103,436.9	97,650.8	40,883.7			52,091.0	52,091.0	52,091.0	59,042.3
委託費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000			10,000	10,000	10,000	10,000
合計	52,844.0	74,231.5	45,880.1	113,436.9	107,650.8	50,883.7			62,091.0	62,091.0	62,091.0	69,042.3

表 3.2 管路更新計画 第2ステップ (R20~R39) R6年度修正のうち R20~R29

番号	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29
① ~ ⑨ 区間合計	58,173.6		54,135.9		269,135.6	312,811.5	84,172.0	77,664.7	40,712.6	
委託費	10,000		10,000		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
合計	68,173.6		64,135.9		279,135.6	322,811.5	94,172.0	87,664.7	50,712.6	
番号	R30	R31	R32	R33	R34	R35	R36	R37	R38	R39
① ~ ⑨ 区間合計	66,785.5	67,795.1	41,980.9	58,536.8	58,536.8	58,536.8	57,982.4	75,219.8	56,040.3	53,032.5
委託費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
合計	76,785.5	77,795.1	51,980.9	68,536.8	68,536.8	68,536.8	67,982.4	85,219.8	66,040.3	63,032.5

表 3.3 水道事業 施設更新計画表 第1ステップ (H30~R19) R6年度修正 のうち R8~R19

施設番号	優先順位	施設名称	施設規模	概算金額 (千円)	更新時期	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
1	3	取水施設 (表流水)	導水ポンプ場		H30 (機器・電気改修)	業 調 北 計 査 海 画 及 る 道 策 び に 定 事 よ	北海道農業農村整備事業・防災減災事業等と浜中町水道事業の共同事業による 耐震補強及び耐震化更新工事										
13	17	取水施設 (深井戸・吐水槽)															
2	4	浄水場施設 (表流水水源)															
13	18	浄水場施設 (深井戸水源)															
15	14	1号配水池	10m×6.4m×3.0m×2 池→384m <sup>3</sup>	57,600		調 査 及 北 海 道 事 業 計 画 策 定	北海道農業農村整備事業・防災減災事業等による 耐震補強及び耐震化更新工事										
15	19	1号FP	8.3m×12.5m×3.0m× 1池→311m <sup>3</sup>	76,650													
16	15	2号配水池	9.7m×9.2m×2.5m×2 池→446m <sup>3</sup>	66,900													
16	20	2号FP	5.0m×12.0m×2.5m× 2池→300m <sup>3</sup>	125,000													
3	6	3号配水池	7.6m×9.0m×3.0m×2 池→989m <sup>3</sup>	511,683	R05.06 (耐震補強)												
3	21	3号FP	12.4m×16.6m×3.0m× 1池→618m <sup>3</sup>	172,700													
4	16	姉別配水池	11m×6.4m×3.0m×2 池→528m <sup>3</sup>	159,200													
4	22	4号FP	10.8m×10.8m×3.0m× 1池→350m <sup>3</sup>	52,500													
21	1	茶内配水池	9.7m×4.8m×2.0m×2 池→186m <sup>3</sup>	306,543	R03 (耐震化更新済)												
5	5	霧多布配水池	7.0m×13.8m×4.2m× 2池→812m <sup>3</sup>	233,080	R07~08 (耐震補強)	107,089	115,282										
6	13	羨古丹ポンプ場	2.0m×3.0m×2.2m 燙水槽 1m <sup>3</sup>	23,980													
20		羨古丹配水池	2.0m×2.0m×1.9m×1 池→7.6m <sup>3</sup>														
7	2	湯沸配水池 (緊急貯留槽)	16.5m×8.5m×3.0m× 2池→842m <sup>3</sup>														
8	7	湯沸1号配水池	2.3m×2.3m×2.0m×1 池→10.6m <sup>2</sup>														
19	8	湯沸ポンプ場	2.0m×2.0m×2.0m×1 池→8m <sup>3</sup>	69,244													
12	9	散布ポンプ場	2.0m×3.0m×1.9m×1 池→12m <sup>3</sup>	71,253	R15 (更新・高台に移転)							10,709	60,544				
9	10	渡散布配水池	2.5m×4.8m×2.5m×2 池→60m <sup>3</sup>	74,963	R19 (耐震補強)											10,709	64,254
10	11	火散布配水池	4.0m×6.9m×2.5m×2 池→138m <sup>3</sup>	82,700													
11	12	藻散布配水池	2.5m×4.8m×2.5m×2 池→60m <sup>3</sup>	41,000													
18		姉別第2地区浄水場 水道庁舎中央監視装置			10年以内に廃止予定												
		◎新庁舎移設工事		51,000	R02												
		西門末別浄水場 耐震診断	50000×0.3=	15,000	R11				15,000								
合 計 (千円)				2,175,996	1,267,138	107,089	115,282	0	15,000	0		10,709	60,544	0	0	10,709	64,254

表 3.4 水道事業 施設更新計画表 第2ステップ (R20~R39) R6 年度修正 のうち R20~R29

施設 番号	優先 順位	施設名称	施設規模	概算金額 (千円)	更新時期	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29
1	3	取水施設 (表流水)		30024	H30 (機器・電気改修)	北海道防災減災事業等と浜中町水道事業の共同事業による 耐震補強及び耐震化更新工事									
13	17	取水施設 (深井戸・吐水槽)													
2	4	浄水場施設 (表流水水源)													
13	18	浄水場施設 (深井戸水源)				北海道防災減災事業等による 耐震補強及び耐震化更新工事									
15	14	1号配水池	10m×6.4m×3.0m×2 池=384m <sup>3</sup>	57,600											
15	19	1号FP	8.3m×12.5m×3.0m× 1池=311m <sup>3</sup>	76,650											
16	15	2号配水池	9.7m×9.2m×2.5m×2 池=446m <sup>3</sup>	66,900											
16	20	2号FP	5.0m×12.0m×2.5m× 2池=300m <sup>3</sup>	125,000											
3	6	3号配水池	7.6m×9.0m×3.0m×2 池=989m <sup>3</sup>	360,098	R05 (耐震補強)										
3	21	3号FP	12.4m×16.6m×3.0m ×1池=618m <sup>3</sup>	172,700											
4	16	姉別配水池	11m×6.4m×3.0m×2 池=528m <sup>3</sup>	159,200											
4	22	4号FP	10.8m×10.8m×3.0m ×1池=350m <sup>3</sup>	52,500											
21	1	茶内配水池	9.7m×4.8m×2.0m×2 池=186m <sup>3</sup>	314,875	R03 (耐震化更新済)										
5	5	霧多布配水池	7.0m×13.8m×4.2m× 2池=812m <sup>3</sup>	381,050	R06~07 (耐震補強)										
6	13	羨古丹ポンプ場	2.0m×3.0m×2.2m	24,609										10,709	13,900
20		羨古丹配水池			廃止し、羨古丹ポンプ 場より配水										
7	2	湯沸配水池 (緊急貯留槽)	16.5m×8.5m×3.0m× 2池=842m <sup>3</sup>		令和2年度廃止し、緊 急貯留槽より配水										
8	7	湯沸1号配水池			緊急貯留槽よりポン プにて配水										
19	8	湯沸ポンプ場	2.0m×2.0m×2.0m×1 池=8m <sup>3</sup>	73,082										10,709	62,373
12	9	散布ポンプ場	2.0m×3.0m×1.9m×1 池=12m <sup>3</sup>	67,536	R15 (更新・高台に移転)										
9	10	渡散布配水池	2.5m×4.8m×2.5m×2 池=60m <sup>3</sup>	71,000	R19 (耐震補強)										
10	11	火散布配水池	4.0m×6.9m×2.5m×2 池=138m <sup>3</sup>	87,492	R21 (耐震化改修)	10,709	76,783								
11	12	藻散布配水池	2.5m×4.8m×2.5m×2 池=60m <sup>3</sup>	42,836	R23 (耐震化改修)			10,709	32,127						
18		姉別第2地区浄水場			10年以内に廃止予定										
	◎	中央監視装置新庁舎移設		56,100	R02										
合 計 (千円)				2,219,252		10,709	76,783	10,709	32,127	0	0	0	0	21,418	76,273

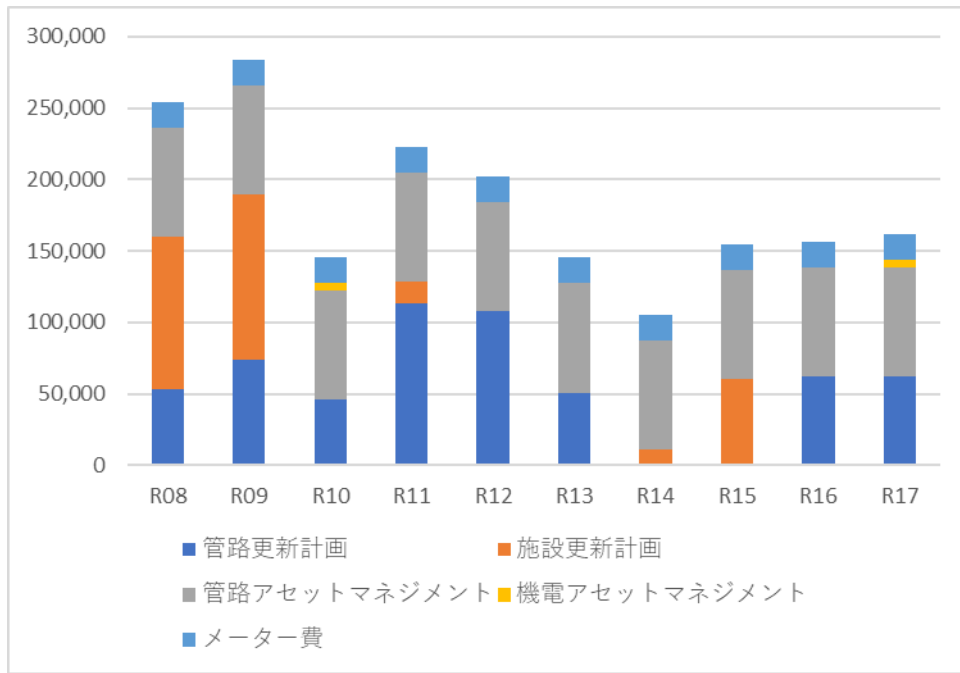


図 3.1 投資計画概算事業費 10 年予測

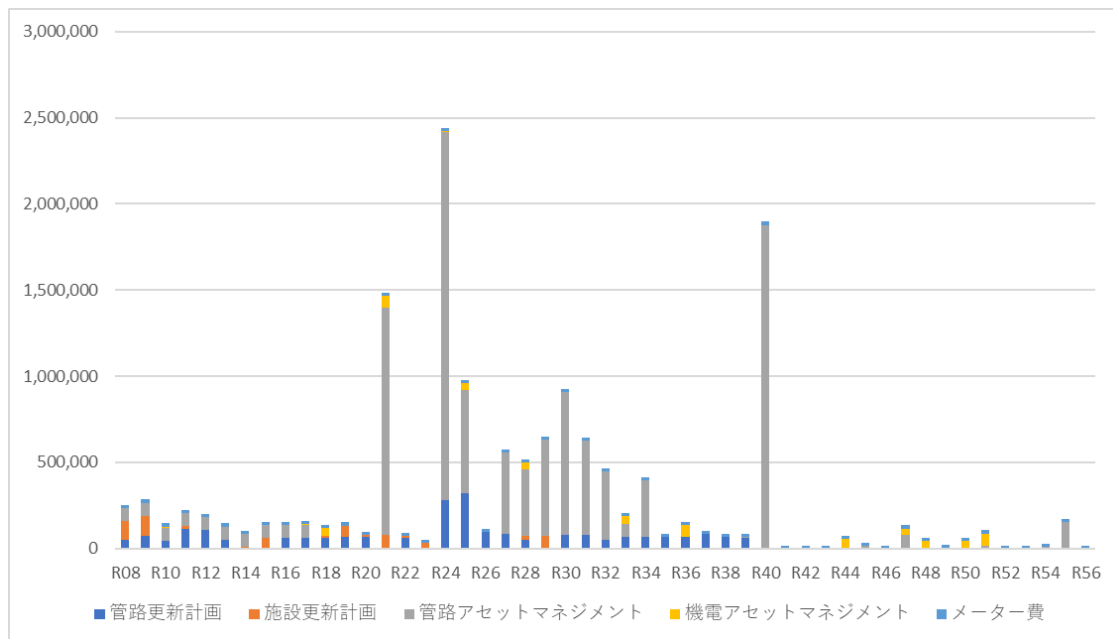


図 3.2 投資計画概算事業費 50 年予測

## 3.2 財政計画算定条件

### 3.2.1 給水収益の将来推計

給水区域内人口と一日平均給水量の推移予測を図 3.3 に示します。なお、本予測の推計条件は、以下のとおりとしています。給水区域内人口の減少に伴い有収水量は減少し、給水収益も大幅に減少していくと予想されます。

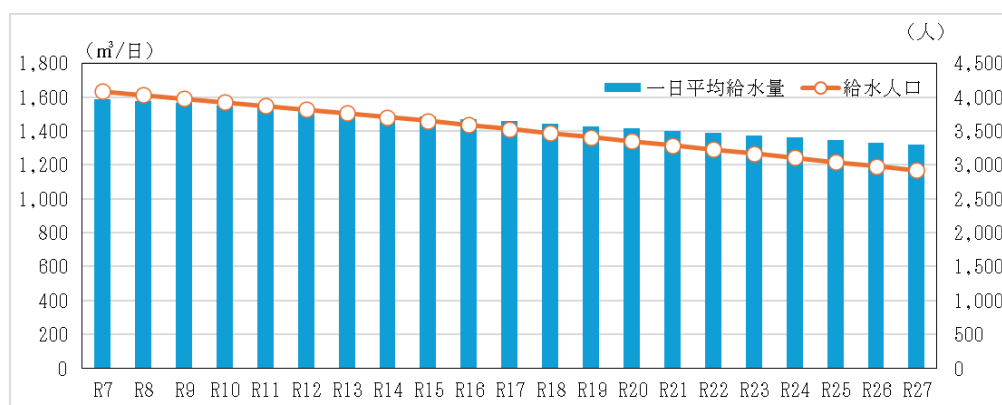


図 3.3 処理区域内人口と年間有収水量の推移予測

- ・ 行政区域内人口 : 浜中町人口ビジョンに基づき推移させています。なお、人口ビジョンにて推計値が算定されていない年度については、線形補間により人口設定しています。
- ・ 給水人口 : 行政区域内人口から農業用水、飲雑用水給水区域内人口推計値、未給水人口推計値を除いた人口を設定しています。
- ・ 給水普及率 : 令和 6 年度における実績値を一定として推移させています。
- ・ 有収水量 : 用途ごとに時系列傾向分析を用いて検討し、下記のように設定しました。
  - ・ 家事用 : 実績 10 年間の平均値を一定として推移させています。
  - ・ 一般用 : 実績 10 年間の実績値を用いた時系列傾向分析の結果を使用します。
  - ・ 特殊営業用、浴場用、臨時用、船舶用、農業用 : 令和 6 年度における実績値を一定として推移させています。
- ・ 有効率 : 令和 27 年度において 95% を達成するよう設定しています。  
(令和 6 年度 : 93.6%)
- ・ 有収率 : 有効率－有効無収率で設定しています。有効無収率は実績 10 年間の平均値を一定として推移させています。
- ・ 負荷率 : t-分布の信頼区間内の最小値を採用しました。
- ・ 給水収益 : 有収水量に供給単価を乗じて推移させています。
- ・ 一日平均給水量 : 有収水量を有効率で除して算出しています。
- ・ 一日最大給水量 : 一日最大給水量を負荷率で除して算出しています。

### 3.2.2 単価上昇の考慮

人件費上昇、物価上昇は過去 10 か年の実績（表 3.5）をもとに設定しました。なお、単価上昇については、複利方式で見込むこととしています。

表 3.5 各種指標の実績推移

年度	人事院 勧告 <sup>※1</sup> (%)	消費者 物価指数 <sup>※2</sup> (-)
2013年度末	0.00	94.5
2014年度末	0.27	97.4
2015年度末	0.36	97.9
2016年度末	0.17	97.8
2017年度末	0.15	98.4
2018年度末	0.16	99.5
2019年度末	0.10	100.0
2020年度末	0.00	100.0
2021年度末	0.00	100.0
2022年度末	0.23	102.7
2023年度末	0.96	106.0
2024年度末	2.76	109.0

※1 資料：人事院「給与勧告の骨子」（月例給勧告率）、令和 5 年度以降は「人事院勧告・報告の概要」

※2 資料：総務省「消費者物価指数年報」（2020 基準）、「小都市 B・町村-総合」の値を適用

#### 1) 人件費上昇率

人事院「給与勧告の骨子（令和 5 年度以降は「人事院勧告・報告の概要）」の月例給勧告率を人件費上昇率として使用します。今回計画期間を 10 年としていることから、直近 10 か年の平均値（0.49%）を適用して人件費の上昇を見込みます。

#### 2) 物価上昇率

物価上昇率は、消費者物価指数（小都市 B・町村 - 総合、2020 年基準）をもとに設定します。今回計画期間を 10 年としていることから、直近 10 か年における前年度からの上昇分の平均値（1.1%）を適用して物価の上昇を見込みます。

### 3.2.3 その他財政計画算定条件

財政シミュレーションにおける収益的収支（3条）の推計根拠を表 3.6～表 3.8、資本的収支（4条）の推計根拠を表 3.9、表 3.10 に示します。

表 3.6 収益的収入

推計項目		推計方法
営業収益	給水収益	算出式：供給単価×将来有収水量 <ul style="list-style-type: none"> <li>供給単価（推計初年度（R8））：料金改定をした R6 年度実績値を使用 料金改定後の供給単価：前年度供給単価×（100%+料金改定率）</li> <li>将来有収水量：本業務で計算した将来推計結果を使用</li> </ul>
	受託工事収益	過去 5 年間の決算値（R2～R6 年度）の平均値を将来一定
	その他	R6 年度決算値を将来一定 （手数料、雑収益、他会計負担金など）
営業外収益	受取利息	過去 5 年間の決算値（R2～R6 年度）の平均値を将来一定
	他会計補助金	過去 5 年間の決算値（R2～R6 年度）の平均値を将来一定
	長期前受金戻入益 （既往+将来）	既往資産分：予定額を使用 将来建設分：減価償却費と同様の計算とする
	その他	R6 年度の決算値を将来一定 （不用品売却収益、雑収益など）

表 3.7 収益的支出（1/2）

推計項目		推計方法
営業費用	人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>人件費（R8～R17 年度）：前年度人件費×（100%+人件費上昇率 0.）</li> <li>人件費（R18 年度～）：前年度人件費</li> </ul>
	動力費	算出式：動力費単価×将来給水量 <ul style="list-style-type: none"> <li>動力費単価（R8～R17 年度）：前年度動力費単価×（100%+物価上昇率） （推計初年度の R8 の値は R6 の動力日単価に物価上昇率を見込んで算出）</li> <li>動力費単価（R18 年度～）：前年度動力費単価</li> <li>将来給水量：本業務で計算した将来推計結果を使用</li> </ul>
	薬品費	算出式：薬品費単価×将来給水量 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 6 年度決算値、令和 7 年度予算値で 0 円であるため、0 円で将来一定とする。</li> </ul>
	修繕費	算出式：修繕費×物価変動率 <ul style="list-style-type: none"> <li>修繕費（R8～R17 年度）：前年度修繕費×（100%+物価上昇率） （推計初年度の R8 の値は R6 の動力日単価に物価上昇率を見込んで算出）</li> <li>修繕費（R18 年度～）：前年度修繕費</li> </ul>

表 3.8 収益的支出 (2/2)

推計項目		推計方法
営業費用	委託費	<p>算出式：委託費×物価上昇率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託費（R8～R17年度）：前年度委託費×（100%+物価上昇率） （推計初年度の R8 の値は R6 の動力日単価に物価上昇率を見込んで算出）</li> <li>・委託費（2036年度～）：前年度委託費</li> </ul>
	減価償却費	<p>既往資産分：予定額を使用 将来建設分：残存 10%、償却 95%として定額法で算出。 （耐用年数は、受領した固定資産台帳を参考に、土木・建築施設 58 年、機械設備（ポンプ、タンク、バルブ等）15 年、電気設備（テレメーター、計測器等）10 年、管路 40 年とする。）</p>
	資産減耗費 （固定資産除却費）	<p>令和 6 年度実績値をもとに、建設改良費に比例させて設定する。</p>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他（R8～R17年度）：前年度総額×（100%+物価上昇率） （推計初年度の R8 の値は R6 の動力日単価に物価上昇率を見込んで算出）</li> <li>・その他（R18年度以降）：前年度総額を使用 （光熱水費、燃料費、通信運搬費、備消耗品費等）</li> </ul>
営業外費用	支払利息	<p>既往分：予定額を使用 新規分：40 年償還（据置期間 5 年、利息 2.35%）、元利均等償還として計上</p>
	その他	<p>過去 5 年間の決算値（R2～R6 年度）の平均値を将来一定 （消費税及び地方消費税、予備費など）</p>
その他	特別利益	見込まない
	特別損失	見込まない

表 3.9 資本的収入

推計項目		推計方法
資本的収入	企業債	建設改良費総額（税抜き）より、他の資本的収入（補助金、補償費、工事負担金）を除いた費用に対して 89%（過去 5 年間の決算値（R2～R6 年度）の平均値）を見込む。
	国（都道府県）補助金	防災・安全交付金として、耐震化事業の概算費用の 1/3 を見込む。施設の場合は事業計画に耐震化と記載のある事業のみ、管路の場合は全ての事業に見込む。
	他会計補助金	過去 5 年間の決算値が 0 円であるため見込まない
	その他資本的収入	過去 5 年間の決算値が 0 円であるため見込まない
	補償費	過去 5 年間の決算値（R2～R6 年度）の平均値を将来一定
	工事負担金	過去 5 年間の決算値（R2～R6 年度）の平均値を将来一定

表 3.10 資本的支出

推計項目		推計方法
資本的支出	建設改良費	4.1 投資計画に示すとおり
	企業債償還金	既往分：予定額を使用 新規分：40 年償還（据置期間 5 年、利息 2.35%）、元金均等償還として計上する。利率は地方公共団体金融機構（機構特別利率-元利均等）のデータ（表 3.11）より 2.35%に設定した。
	その他	見込まない

表 3.11 全期間固定金利貸付方式における利率表（半年賦元利均等償還）

3. 元利均等償還

(1) 半年賦、全期間固定金利貸付

貸付期間	据置期間					
	無	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
5年以内	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	
5年超 6年以内	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
6年超 7年以内	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%
7年超 8年以内	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%
8年超 9年以内	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
9年超 10年以内	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%
10年超 11年以内	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%
11年超 12年以内	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%
12年超 13年以内	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.5%
13年超 14年以内	1.4%	1.4%	1.4%	1.5%	1.5%	1.5%
14年超 15年以内	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.6%
15年超 16年以内	1.5%	1.5%	1.5%	1.6%	1.6%	1.6%
16年超 17年以内	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%
17年超 18年以内	1.6%	1.6%	1.6%	1.7%	1.7%	1.7%
18年超 19年以内	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
19年超 20年以内	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%
20年超 21年以内	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
21年超 22年以内	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
22年超 23年以内	1.8%	1.8%	1.8%	1.9%	1.9%	1.9%
23年超 24年以内	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%
24年超 25年以内	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%
25年超 26年以内	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	2.0%	2.0%
26年超 27年以内	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
27年超 28年以内	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
28年超 29年以内	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.1%
29年超 30年以内	2.0%	2.0%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%
30年超 31年以内	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%
31年超 32年以内	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%
32年超 33年以内	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%
33年超 34年以内	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.2%	2.2%
34年超 35年以内	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%
35年超 36年以内	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%
36年超 37年以内	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%
37年超 38年以内	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%
38年超 39年以内	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.3%
39年超 40年以内	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%

出典：財務省 HP

### 3.3 財政シミュレーション

#### 3.3.1 財政目標

以上の投資計画及び財政計画算定条件をもって、財政シミュレーションを行います。

ここで、水道料金の改定なし（→SIM<sup>※①</sup>）とした場合、令和6年度に比べて料金回収率が低下するだけでなく、令和11年度に純利益がマイナスとなるおそれがあります（参考資料参照）。このため、料金改定による資金調達が有効ではありますが、住民の皆様の負担となります。

また、「3.1 投資計画」にて示したとおり、計画期間内10年間において総事業費は最大で約2.8億円まで達する想定をしています。水道事業の継続のためには、最低限の支払い能力として内部留保資金を年間給水収益の6か月分（約7千万円）以上を保持することが必要です。

このため、シミュレーションを行ううえで、以下の財政目標を立てました。これら目標達成に向けて、各種条件に基づき財政シミュレーションを行いました。

※SIM：シミュレーション

#### ○財政目標

- ◇ 内部留保資金：給水収益の6か月分（約7千万円）以上保持
- ◇ 純利益：1,000万円以上を維持

#### 3.3.2 財政シミュレーション条件

料金改定率や一般会計基準外繰入金の算入条件について、以下条件でシミュレーションしました。

SIM①：料金改定無し 企業債充当率実績値一定（89%）

SIM②：段階的料金改定 企業債充当率実績値一定（89%）

SIM③：段階的料金改定 企業債充当率変更（50%）

SIM④：段階的料金改定 企業債充当率実績値一定（89%） R17の料金回収率100%以上

### 3.3.3 財政シミュレーション結果

各シミュレーションにおける結果は表 3.12 のとおりとなりました。

SIM②にて、経費回収率向上には計画期間内に+30%の料金改定が必要と試算されましたが、住民の皆様の負担軽減のため、料金改定を令和 11 年度に 20%、令和 16 年度に 10%の 2 回に分け、一度の料金改定率を抑えるように設定しました。ただし、直近で料金改定が可能な年は令和 11 年度であるため、令和 8 年度～令和 10 年度の純利益がそれぞれ 640 万円、399 万円、435 万円となり、財政目標である 1,000 万円が達成できない状況となります。また、令和 15 年度に純利益が 916 万円と 1,000 万円を以下ですが、前回料金改定から 5 年空けるため、令和 16 年度に料金改定としている。

また、企業債充当率を過去 5 年間の決算値の平均値（89%）で一定とした場合、今後も企業債残高が増加し続け、令和 6 年度実績の約 13 億円から、令和 17 年度には約 17 億円に達する見込みとなります。よって SIM③において、企業債残高が微減となる企業債充当率を設定しました。その結果、企業債充当率は 50%となり、令和 12 年度には資金ショートが発生する見込みとなりました。よって、今後も企業債は現状と同様 89%が必要と考えられますが、今後は起債充当率を減らしていく取り組みが必要と考えられます。

また、料金回収率は令和 6 年度実績で 81%であり、一般的には 100%以上が望ましいとされています。よって、SIM④において、料金回収率が令和 17 年度に 100%以上となるよう、料金改定率を設定しました。結果、令和 11 年度～令和 16 年度まで、毎年 10%、合計で 60%の料金改定が必要となることが判りました。住民の皆様の負担が大きいため、料金回収率を 100%以上とすることは困難と考えられます。

よって、SIM②を今回経営戦略における採用シナリオとしました。

#### ○採用シナリオ

- ◆ 水道料金を、R11 に+20%、R16 に+10%改定
- ◆ 起債充当率は 89%で一定

なお、水道料金について、目安として概ね表 3.13 に示す値上げが見込まれます。

また、SIM②における収益的収支及び資本的収支は表 3.14・となります。

次節では、SIM②における今後の経営状況について分析します。

表 3.12 各シナリオのシミュレーション結果（令和 17 年度時点）

	SIM①	SIM②（採用シナリオ）	SIM③	SIM④
シミュレーション概要	・料金改定なし ・企業債充当率89%	・純利益確保に向けた 料金改定 （R11に+20%、R16に +10%） ・企業債充当率89%	・料金回収率向上に向けた 料金改定 （R11～R16に10%ずつ） ・企業債充当率89%	・純利益確保に向けた 料金改定 （R11に+20%、R16に +10%） ・企業債充当率50%
料金改定	改定無し	段階的改定		
企業債充当率	89%一定			50%一定
R17企業債残高（R6:13億円）	17億円			13億円
R17料金回収率（R6:81%）	79%	79%	105%	83%

評価項目	現状（R6）	目標	結果	判定	結果	判定	結果	判定	結果	判定
内部留保資金残高 （千円）	228,150	65,957千円以上を維持	最小値はR17の 46,465千円	◎	最小値はR10の 203,582千円	◎	最小値はR10の 203,582千円	◎	R11に4,914千円 R12以降資金ショート	×
純利益 （千円）	101.9	10,000千円以上を維持	R8以降10,000千円未満 R11以降0円未満	×	最小値はR10の 4,352千円	△	最小値はR10の 4,352千円	△	最小値はR10の 4,352千円	△
住民負担			なし	◎	負担：中	△	負担：大	×	負担：中	△

（◎：望ましい、○：やや望ましい、△：やや望ましくない、□：望ましくない、×：容認できない）

表 3.13 採用シナリオにおける目安の水道料金表

種別	水道料金	現行	R11	R16	
税込	基本料金	8m <sup>3</sup> （1か月）	2,354円	2,825円	3,108円
	超過料金	1m <sup>3</sup> につき	235円	282円	310円
※一般家庭で 1か月20m <sup>3</sup> を 使用した場合	水道料金 （10円未満切り捨て）	2,354円 +（235円×12m <sup>3</sup> ）÷ 5,170円	2,825円 +（282円×12m <sup>3</sup> ）÷ 6,200円	3,108円 +（310円×12m <sup>3</sup> ）÷ 6,820円	
	前回改定からの増加額		1,030円	620円	
	値上げ金額(現行比)		<b>1,030円</b>	<b>1,650円</b>	

※基本使用料制を見込んだ料金体系のため、あくまで目安の値上がり額であることに注意

表 3.14 収益的収支 (SIM②：段階的料金改定) (単位：円)

区 分		(単位：千円, %)												
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	1年度目 (R8)	2年度目 (R9)	3年度目 (R10)	4年度目 (R11)	5年度目 (R12)	6年度目 (R13)	7年度目 (R14)	8年度目 (R15)	9年度目 (R16)	10年度目 (R17)	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	132,283	144,126	128,612	127,990	126,663	150,766	149,626	148,821	147,190	145,970	159,165	158,242	
	(1) 料金収入	131,913	143,716	128,195	127,574	126,247	150,350	149,210	148,404	146,774	145,553	158,749	157,825	
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(3) その他	370	410	416	416	416	416	416	416	416	416	416	416	
	2. 営業外収益	55,037	74,611	70,427	71,459	72,707	73,134	73,940	74,857	75,396	75,259	75,580	76,110	
	(1) 補助金	39,074	63,698	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	
	他会計補助金	39,074	63,698	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 長期前受金戻入	11,845	10,603	11,834	12,867	14,115	14,542	15,348	16,264	16,804	16,667	16,988	17,518	
	(3) その他	4,118	310	4,077	4,077	4,077	4,077	4,077	4,077	4,077	4,077	4,077	4,077	
	収入計 (C)	187,320	218,737	199,038	199,449	199,370	223,900	223,566	223,677	222,587	221,229	234,745	234,352	
	収 益 的 支 出	1. 営業費用	164,828	201,065	180,926	180,614	177,396	181,009	183,742	184,541	185,865	187,463	190,814	192,883
		(1) 職員給与費	47,616	44,557	48,084	48,319	48,556	48,794	49,033	49,274	49,515	49,758	50,001	50,246
基本給		23,688	21,420	23,921	24,038	24,156	24,274	24,393	24,513	24,633	24,754	24,875	24,997	
退職給付費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		23,928	23,137	24,163	24,281	24,400	24,520	24,640	24,761	24,882	25,004	25,126	25,250	
(2) 経費		55,821	77,130	65,032	62,014	57,609	58,218	58,834	59,462	60,080	60,712	61,351	62,004	
動力費		3,000	3,600	2,992	3,009	3,010	3,018	3,027	3,041	3,038	3,043	3,047	3,059	
修繕費		6,285	3,537	15,047	11,495	6,566	6,638	6,712	6,785	6,860	6,935	7,012	7,089	
材料費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		46,536	69,993	46,993	47,510	48,033	48,561	49,095	49,636	50,182	50,734	51,292	51,856	
(3) 減価償却費		61,391	79,378	67,811	70,280	71,231	73,996	75,875	75,805	76,270	76,994	79,462	80,633	
2. 営業外費用		8,816	17,672	11,717	14,848	17,621	18,785	21,003	22,867	24,019	24,605	25,759	26,872	
(1) 支払利息		8,585	13,067	11,629	14,760	17,534	18,697	20,916	22,779	23,931	24,518	25,672	26,784	
(2) その他	230	4,605	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87		
支出計 (D)	173,644	218,737	192,643	195,462	195,018	199,793	204,746	207,407	209,883	212,068	216,573	219,755		
経常損益 (C)-(D) (E)	13,676	0	6,395	3,988	4,352	24,107	18,821	16,270	12,703	9,161	18,172	14,596		
特別利益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特別損失 (G)	296	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 296	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	13,379	0	6,395	3,988	4,352	24,107	18,821	16,270	12,703	9,161	18,172	14,596		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)														
流動資産 (J)	243,112	236,791	394,690	463,013	554,525	653,972	754,411	859,765	970,981	1,074,742	1,191,258	1,298,705		
うち未収金	30,685	1,300	21,118	21,118	21,118	21,118	21,118	21,118	21,118	21,118	21,118	21,118		
流動負債 (K)	66,383	50,046	62,040	62,571	64,446	61,817	63,165	63,372	66,492	69,813	71,571	65,945		
うち建設改良費分	43,078	43,078	51,107	51,638	53,513	50,883	52,231	52,439	55,559	58,880	60,638	55,012		
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち未払金	18,791	3,000	10,933	10,933	10,933	10,933	10,933	10,933	10,933	10,933	10,933	10,933		
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)														
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	132,283	144,126	128,612	127,990	126,663	150,766	149,626	148,821	147,190	145,970	159,165	158,242		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)														

表 3.15 資本的収支 (SIM②: 段階的料金改定) (単位: 円)

(単位: 千円)

年 度 区 分		令和6年度	令和7年度	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目
		(決算)	(予算)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)	(R15)	(R16)	(R17)
資本的 収 入	1. 企業債	331,500	24,592	162,000	144,000	75,000	118,000	103,000	74,000	53,000	80,000	79,000	84,000
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	50,987	5,027	78,775	88,635	40,757	63,276	61,348	42,425	29,034	45,645	46,161	46,161
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	4,496	4,793	3,594	3,594	3,594	3,594	3,594	3,594	3,594	3,594	3,594	3,594
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	386,983	34,412	244,369	236,229	119,352	184,871	167,942	120,020	85,628	129,240	128,755	133,755
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	386,983	34,412	244,369	236,229	119,352	184,871	167,942	120,020	85,628	129,240	128,755	133,755
資本的 支 出	1. 建設改良費	409,410	46,179	294,356	283,905	145,782	222,829	202,043	145,875	105,101	156,806	156,483	161,993
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	37,485	43,079	51,107	51,638	53,513	50,883	52,231	52,439	55,559	58,880	60,638	55,012
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	446,894	89,258	345,462	335,543	199,295	273,712	254,274	198,314	160,659	215,685	217,120	217,005	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	59,912	54,846	101,093	99,313	79,943	88,841	86,332	78,295	75,031	86,446	88,365	83,249	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	14,862	50,647	79,129	79,197	68,031	71,972	71,176	66,526	65,751	73,975	75,971	70,354
	2. 利益剰余金処分数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	31,671	4,199	19,003	17,156	8,952	13,909	12,195	8,808	6,320	9,510	9,434	9,935
計 (F)	46,532	54,846	98,132	96,353	76,983	85,881	83,371	75,334	72,071	83,485	85,405	80,289	
補填財源不足額 (E)-(F)	13,379	0	2,960	2,960	2,960	2,960	2,960	2,960	2,960	2,960	2,960	2,960	
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	1,329,928	1,311,441	1,422,334	1,514,697	1,536,184	1,603,301	1,654,069	1,675,630	1,673,072	1,694,192	1,712,555	1,741,543	

○他会計繰入金

(単位: 千円)

年 度 区 分		令和6年度	令和7年度	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目
		(決算)	(予算)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)	(R15)	(R16)	(R17)
収益的 収 支 分		39,074	63,698	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	39,074	63,698	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515
資本的 収 支 分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
合 計	39,074	63,698	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	54,515	

### 3.3.4 今後の経営状況の見通し

#### a) 給水収益

前述のとおり、給水人口の減少に伴い有収水量は減少していくことが予想されます。給水収益は、有収水量に供給単価を乗じて算出されるため、料金改定がされない期間は低下することとなります。令和11年度に20%、令和16年度に10%の料金改定を見込んでおり、計画期間最終年度である令和17年度には、約160,000千円の料金収入を確保するものと推定されます。

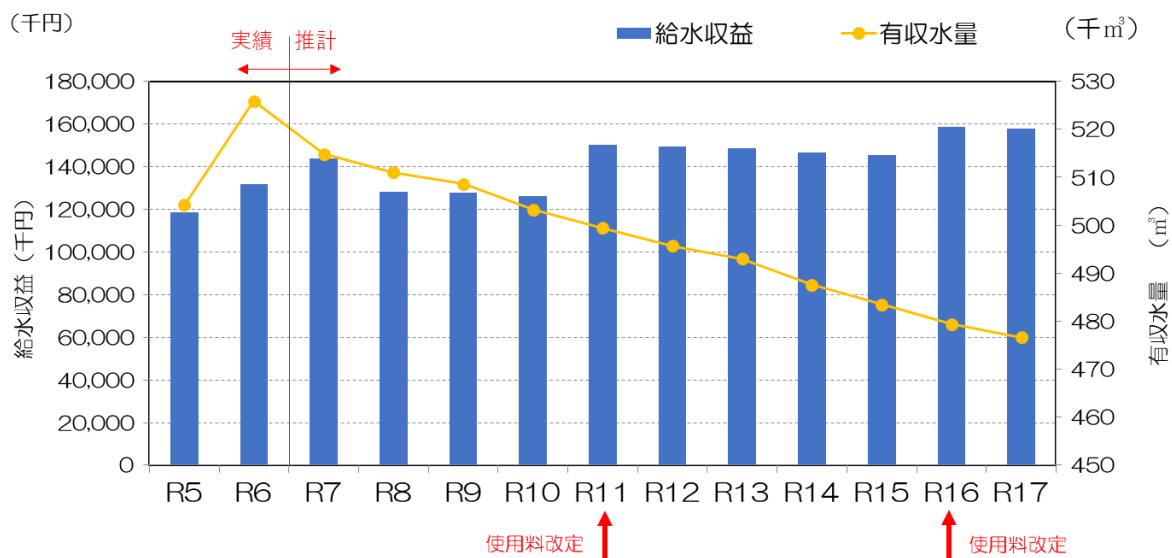


図 3.4 給水収益の推移予測

b) 料金回収率

令和 11 年度、令和 16 年度に料金改定を見込んでおり、改定時に供給単価が上昇しています。また、給水原価は、やや変動がありますが単価上昇に伴い上昇傾向にあります。料金回収率は概ね 70~80%程度を推移し、計画期間最終年度である令和 17 年度には 78.0%となり、令和 6 年度(81.4%)と比べて料金回収率の低下が見込まれます。

水道事業においては、給水原価を給水収益のみで賄える状態(=料金回収率 100%)が理想とされているため、今後も料金回収率の向上に努めなければなりません。

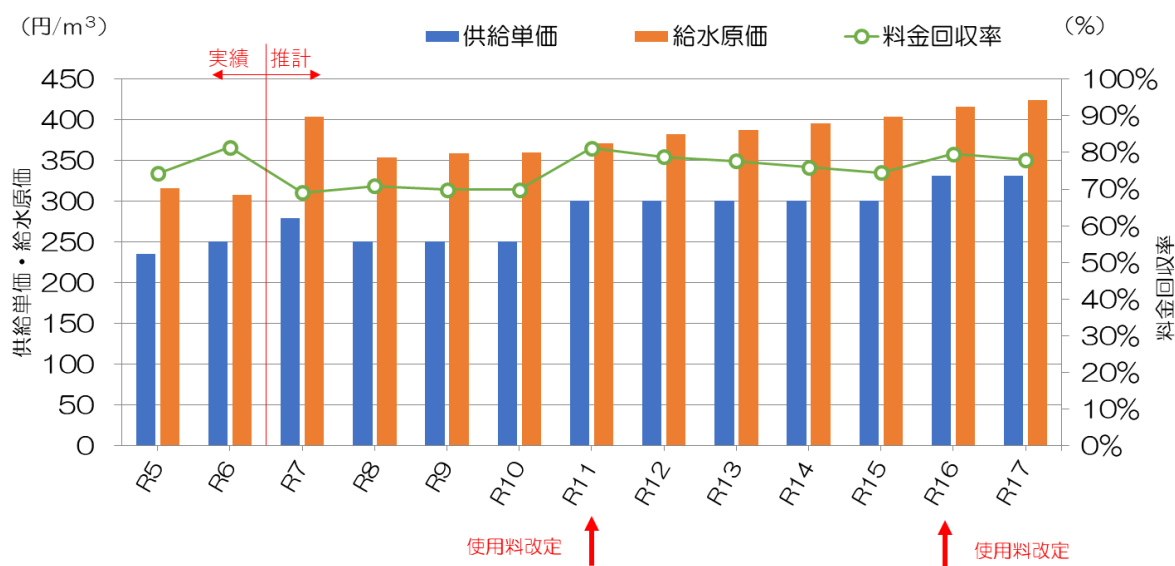


図 3.5 料金回収率の推移予測

c) 純損益及び経常収支比率

収益的収支において、給水収益の減少が見込まれますが、令和 11 年度、令和 16 年度、の料金改定の結果、令和 11 年度以降、令和 15 年度にわずかに純利益が 1,000 万円を下回りますが、概ね純利益は 1,000 万円以上を維持しています。また、経常収支比率（＝経常収益/経常費用）は 100% を維持しています。

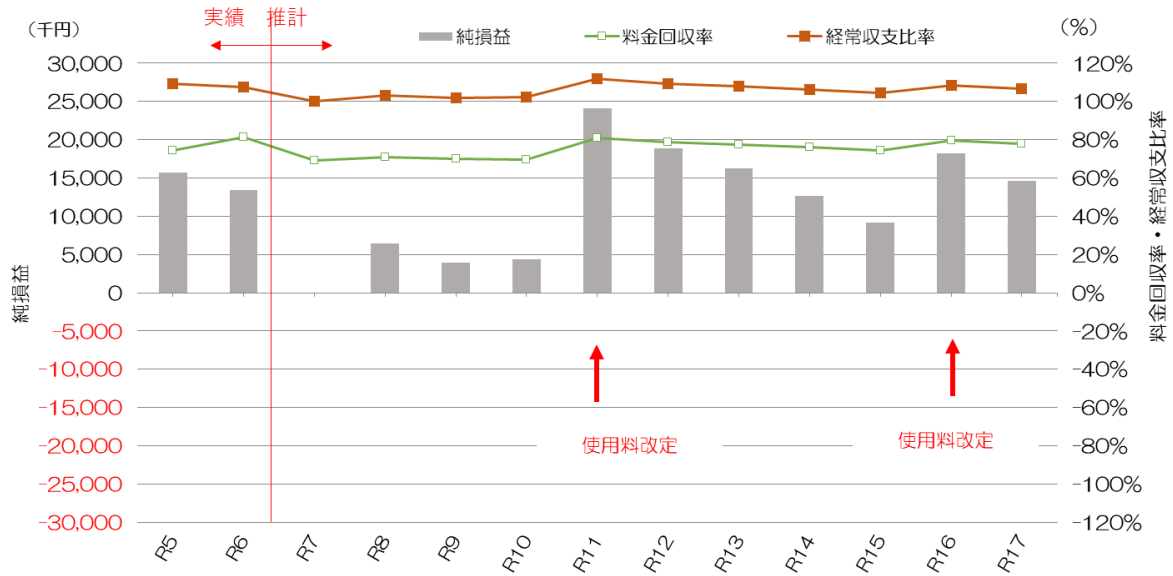


図 3.6 純損益及び経常収支比率の推移予測

d) 企業債及び内部留保資金、流動比率

段階的料金改定による給水収益や一定量の基準外繰入金、企業債は見込んでいますが、施設更新費用により内部留保金残高が減少傾向にあります。また、流動比率、企業債残高は増加し続け、企業債残高は令和 17 年度に 17 億円に達する見込みです。

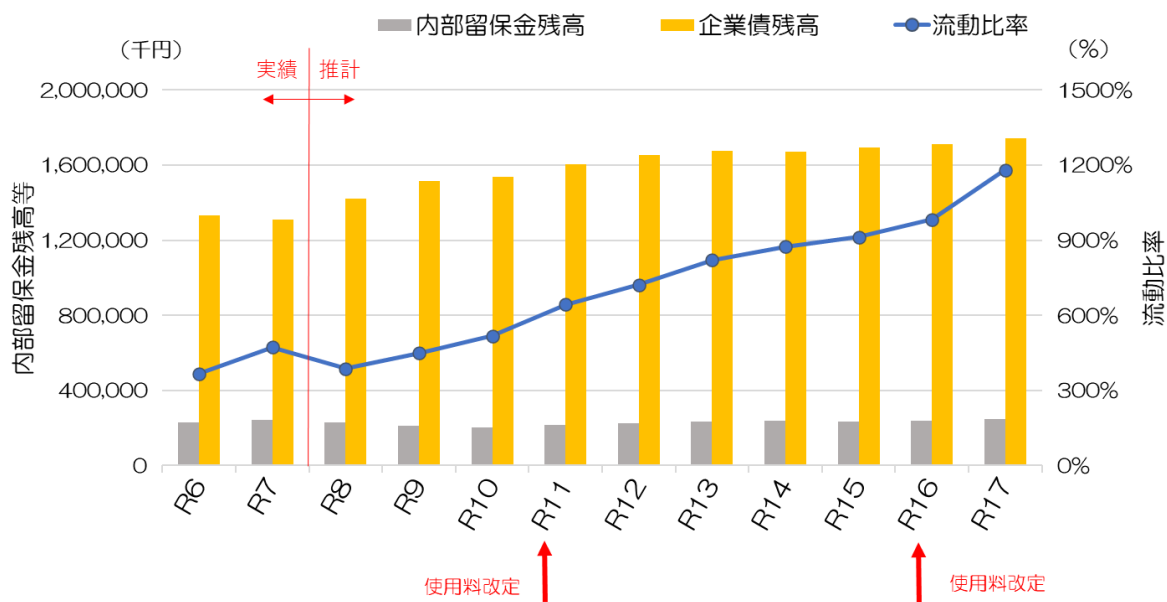


図 3.7 企業債及び内部留保資金、流動比率の推移予測

### 3.3.5 効率化・経営健全化の取り組み

#### a) 民間の資金・ノウハウ等の活用（PFI・DBOの導入等）

現時点で導入、活用の具体的な実施予定はありませんが市場の動向を踏まえて活用方法や導入効果等についての情報収集に努め、検討を進めていきます。

#### b) 施設・設備の廃止・統合・合理化（ダウンサイジング・スペックダウン）

浜中町人口ビジョンにおいて将来人口が示されることから、併せて計画給水人口と区域の見直しを実施し、その結果に基づき施設、設備規模の適正化と統廃合・合理化の検討を進めます。

#### c) 施設・設備の長寿命化等の投資の平準化

今後も増加する老朽化施設については計画的な予防保全により、健全度を維持しながら、過度な将来負担とならないよう適切な時期に更新を検討し、投資規模の平準化を進めていきます。

#### d) 広域化

他事業体との広域化はハード面において効果が薄いことから、今後はソフト面含め考えていく必要があります。

## 第4章. 経営健全化に向けたロードマップ、経営戦略の進捗状況

経営戦略においては、進捗管理（モニタリング）や見直し（ローリング）等の事後検証を行うことが重要です。「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」のPDCAサイクルを回して、必要があれば経営戦略の修正を行い、事業運営のさらなる健全化を目指します。

次ページに、今回策定した経営戦略のロードマップ及びPDCAの予定を示します。

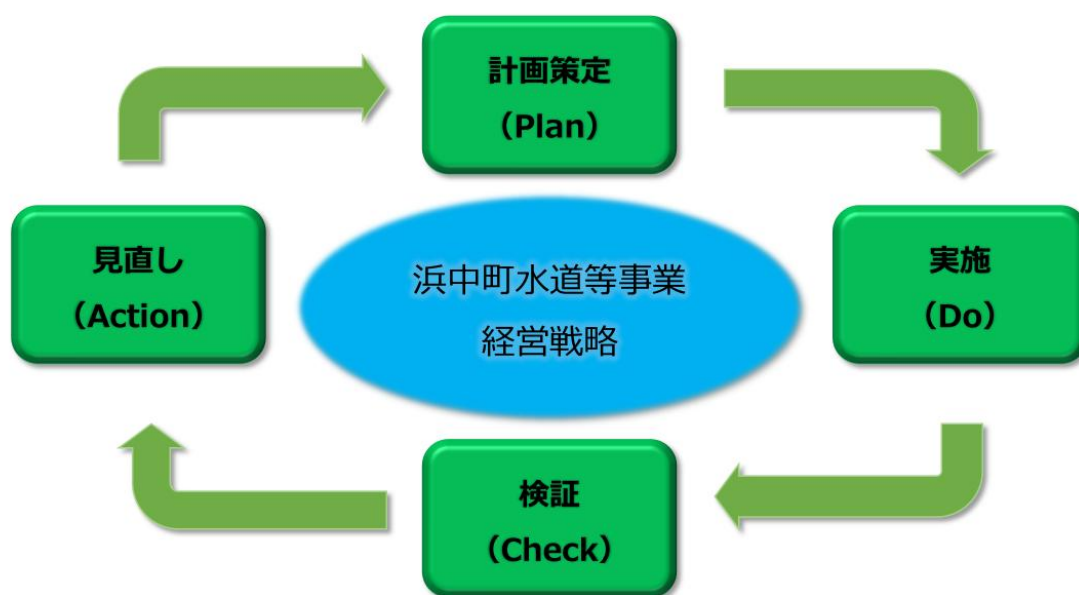


図 4.1 PDCA サイクルのイメージ

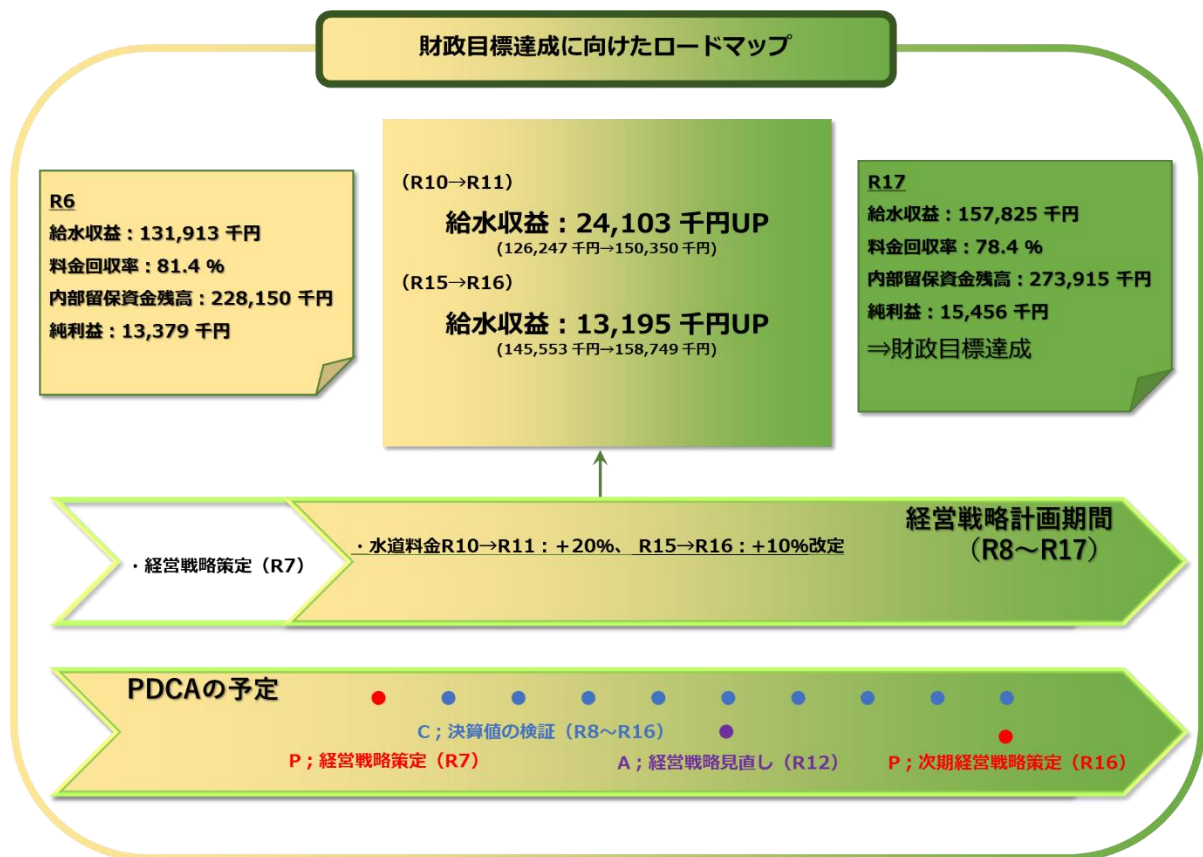


図 4.2 財政目標達成に向けたロードマップ

1) 計画期間

10 年間：令和 8（2026）年度～令和 17（2035）年度

2) 取組内容

- ・ アセットマネジメント計画等に基づく適正な投資事業の実施
- ・ 料金改定による給水収益の増加
- ・ 経営戦略の定期的な見直しによる事業運営の適正化

3) 業務目標

- ・ 内部留保資金を給水収益の 6 か月分（約 6,500 万円）以上確保
- ・ 純利益 1,000 万円以上確保

4) PDCA の予定

令和 7 年度に経営戦略を策定し（P；計画）、以降毎年経営戦略における収支計画と決算値と比較を行い、その整合性を検証します（C；検証）。検証の結果乖離が大きい場合は経営戦略の見直しを前倒しで行いますが、現在は 5 年後の令和 12 年度に見直しを行う予定としています（A；見直し）。今回経営戦略の計画期間を終える前年度（令和 16 年度）に再度見直しを行い、次期経営戦略を策定する方針としています（P；計画）。